

立川市第2次成年後見制度利用促進計画案

～支えあい、つながり、広がる権利擁護～

事務局（案）

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

令和7（2025）年



立 川 市

立川市第2次成年後見制度利用促進計画

目 次

第1章 立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	10
3 計画の位置づけ	10
4 計画の期間	11

第2章 成年後見制度に関する立川市の現状と課題

1 高齢者と障害者の状況	12
2 立川市の取組施策実施状況	15
3 第1次計画の進捗評価	29
4 立川市の成年後見制度推進の課題	37

第3章 計画の目標と基本的な考え方

1 計画の理念	39
2 計画の目標	40
3 計画の体系	42

第4章 目標到達のための取組施策

取組施策1 総合的な権利擁護支援策の充実	44
取組施策2 意思決定支援と支援体制の確立	49
取組施策3 地域連携ネットワークの充実	54
取組施策4 担い手の確保と必要な人への制度利用促進	60

第5章 計画の進捗管理と評価 63

コラム

- ・各委員（所属団体）の取組（順不同）
司法書士会、社会福祉士会、社会保険労務士会、
認知症地域支援推進員、障害者団体（知的）、多摩信用金庫、
民生・児童委員、福祉関係機関（精神）、地域包括支援センター、
社会福祉協議会、行政書士会、弁護士会

資料編

第1次計画各施策における役割・検証	67
本文中の語句等の説明・出典	74
計画策定の経過	80
立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会委員名簿	81
立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定連絡会委員名簿	82
立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会設置要綱	83
立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定連絡会設置要綱	85
成年後見制度の利用の促進に関する法律（国）	87

- ・本文中「*」印がついている語句等については資料編に説明や出典などを記載しています。
- ・成年後見人等(後見人等)とは補助人、保佐人、成年後見人のことをいいます。
- ・後見監督人等とは補助監督人、保佐監督人、成年後見監督人のことをいいます。

第1章 立川市第二次成年後見制度利用促進計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の背景

1 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

成年後見制度利用の推移

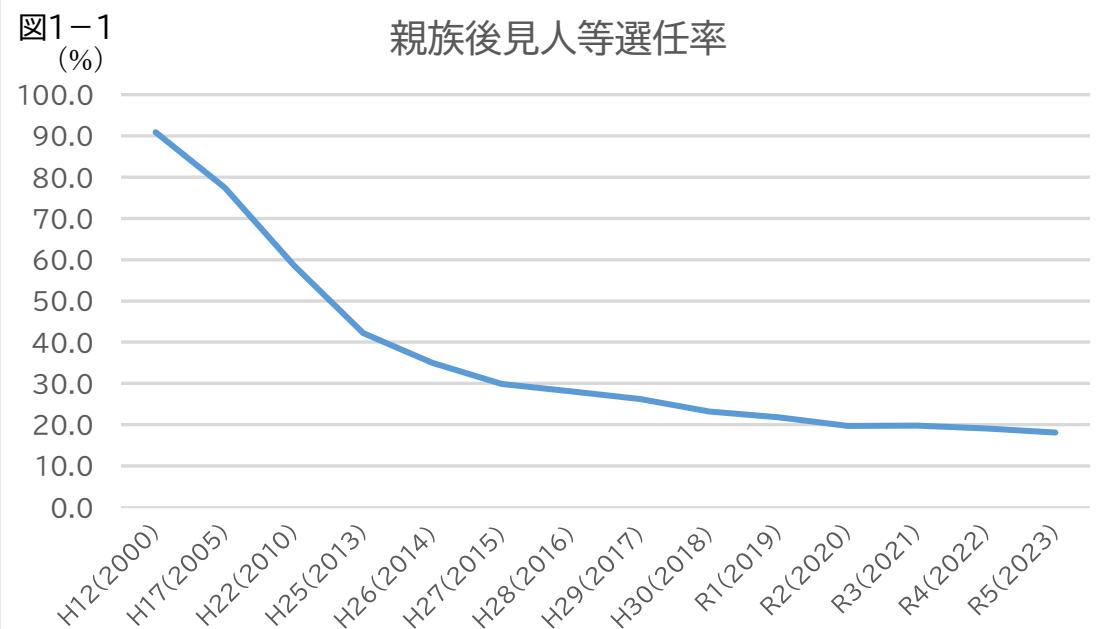
現行成年後見制度施行後、利用者は年々増加し、令和5（2023）年には、利用者数が24万9484人となりました（最高裁判所事務総局家庭局成年後見関係事件の概況令和5年1月～12月から）。

しかし、認知症高齢者数や障害者数等から、成年後見制度の利用が望ましいと推測される人たちの数と対比すると、利用者数は未だ非常に少ないと言わざるを得ない状況にあります。

また利用者も圧倒的に後見類型に偏り、施設入所など必要に迫られて利用するという制度になっています。

選任される後見人等（後見人、保佐人、補助人）も、当初は親族の割合が高く、平成18（2006）年においてもその割合は約83%となっていました。

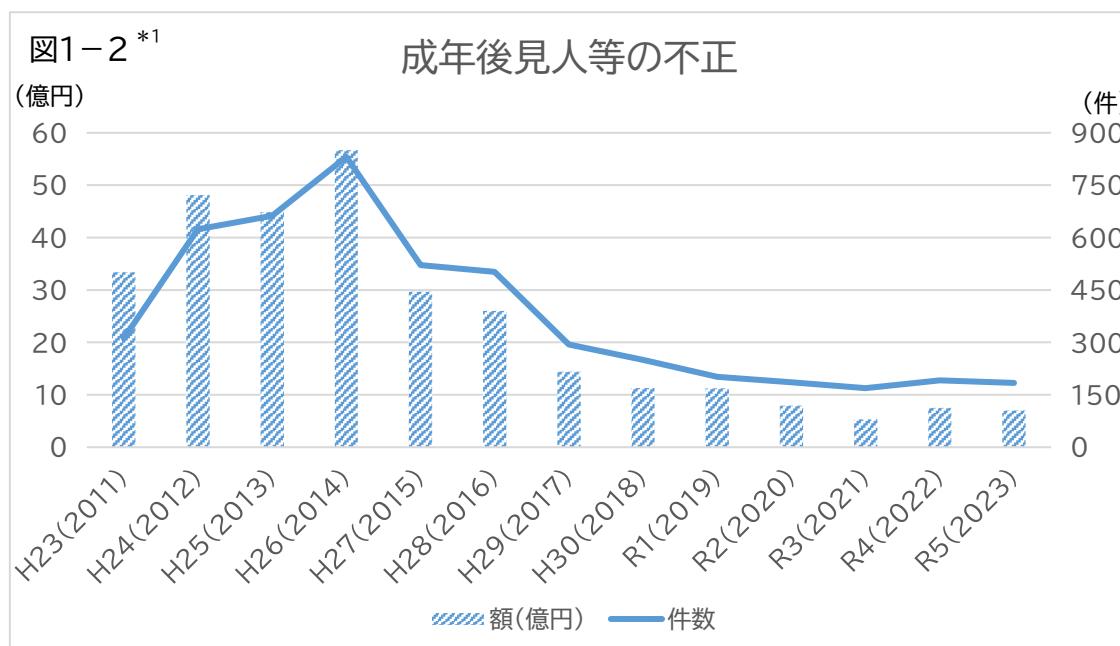
しかし、この割合も年々減少するようになりました（図1-1）。



（出典）最高裁判所事務総局家庭局成年後見関係事件の概況

成年後見人等の不正

利用件数の増加に伴い後見人等の不正も増加し、ピークの平成26（2014）年には年間831件、金額56.7億円となりました（図1-2）。被後見人の権利を守るべき親族後見人等が、財産を使い込むなどの権利侵害を起こしていたことが社会問題になりました。



（出典）最高裁判所事務総局家庭局成年後見関係事件の概況

これに対し、裁判所は、親族後見人による不正防止の観点から、後見人等につき親族ではない専門職等を選任する割合を増加させ、平成27（2015）年には、親族が選任される割合は30%以下にまで減少しました。その後も親族後見人等の選任割合は低下し、令和5（2023）年には、18.1%となっています。

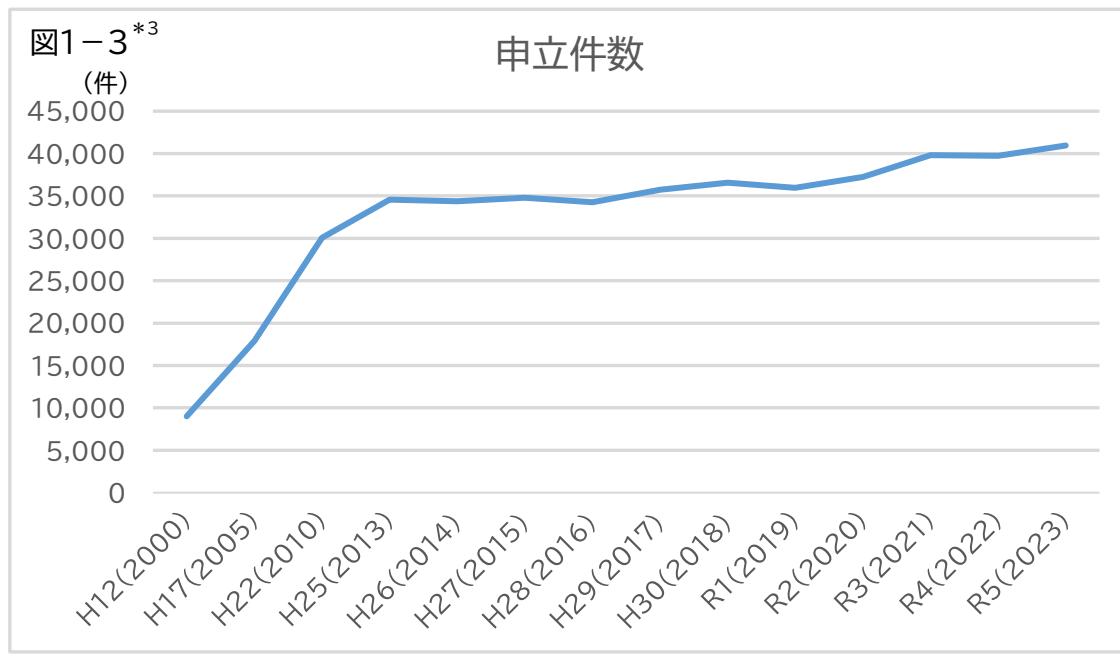
さらに裁判所は不正防止策の強化のため、ある程度の管理財産がある親族後見人等には、後見制度支援信託の利用を求め、利用しない場合には後見監督人等を選任するという対策を進めるようになりました。^{*2}

これらの不正防止対策により平成27（2015）年以降は不正件数・金額ともに減少し、令和5（2023）年には年間184件7億円となっています。

新規申立件数の伸び悩み

厳格な財産管理と不適切な事務や不正防止の観点から、第三者後見人等、特に法律専門職等の後見人等が増えることとなりました。

これら第三者後見人等のケースにおいて財産の適正な管理に重点が置かれるため財産保全に傾き、意思決定支援や身上保護等の福祉的視点に乏しい運用がなされている場合があること。また、身近な親族が後見人に選任される割合も圧倒的に少なくなっていること等から、日常の生活支援を求める者にとって成年後見制度はメリットが感じられにくいとの指摘もあります。



(出典)最高裁判所事務総局家庭局成年後見関係事件の概況

同時に始まった介護保険の利用者が増加し続けているのと対照的に、新規の申立件数は伸び悩み、平成 25 (2013) 年以降横ばいとなっています(図 1-3)。

制度利用が進まないことにより、判断能力が十分でない人たちが、虐待や消費者被害等の権利侵害にあったり、支援の拒否(セルフネグレクト)や見守り不十分な中での行方不明や孤立死となったりするなど、権利擁護ニーズに気づかれずに埋もれたままとなっている可能性が指摘されています。

成年後見制度利用促進法の制定と成年後見制度利用促進基本計画の策定

制度利用者の伸び悩みを受け、国では平成28（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」^{*4}（以下「成年後見制度利用促進法」という）を施行し、平成29（2017）年には「成年後見制度利用促進基本計画（以下「国的第一期基本計画」）、令和4（2022）年には「第二期成年後見利用促進基本計画（以下「国の中期基本計画」という）」を策定し利用を促進するとともに、国・地方公共団体の責務等が記され、市町村においても、成年後見制度利用促進のため国の基本計画を勘案した地域計画を定めるよう努めるものとされました。

成年後見制度利用促進法は、その第1条において、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること、成年後見制度はこれらの者を支える重要な手段であるが、十分に利用されていないとの認識を示しています。

国の中期基本計画を受けて、成年後見制度の運用の改善等が進められています。権利制限に係る措置の見直しは、いわゆる欠格条項の撤廃等を求めるものですが、既に平成25（2013）年の公職選挙法改正により、被後見人の選挙権が回復され、さらに残されている欠格条項につき撤廃等を行うため、令和元（2019）年に「権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和3（2021）年3月までに190の法律における欠格条項の撤廃等の措置が講じられました。

平成29（2017）年に成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため「国の中期基本計画」は策定されました。

認知症高齢者の増加や、多様化・増大する権利擁護支援のニーズに適切に対応するため、令和4（2022）年には「国の中期基本計画」が策定されました。この計画では成年後見制度の見直しに向けた検討について言及されており三類型の一元化や終身ではなく有期にすべき等の指摘がされています。

立川市においても成年後見制度の利用を促進するための施策を体系的に整理し、計画的に進めるため、令和4年（2022）年に「立川市成年後見制度利用促進計画（以下「第1次計画」という）」を策定しました。

国の第二期基本計画で、目標として掲げられた施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 4 優先して取り組む事項

立川市第2次成年後見制度利用促進計画の策定

第1次計画を策定したことにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進み、相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されました。立川市第2次成年後見制度利用促進計画（以下「第2次計画」）では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととします。

市町村が成年後見制度利用促進をしなければならない理由

成年後見制度は、前身の制度が禁治産制度という財産管理に重点を置いたものであったこともあり、個人の財産管理制度という私的な問題と捉えられることが多い、市町村が促進することに違和感を覚える人がいるかも知れません。

しかしながら、社会の高齢化が進行することと並行して、世帯あたりの人口が減少することにより高齢者や障害者の単独世帯や高齢者のみの世帯、中高年となった障害者の子と高齢の親等の世帯が増加し続けています。一人暮らし高齢者で認知症になり施設への入所が必要になる人や、障害者で親の死去により身寄りがなくなり孤立する人もいます。

認知症やその他の精神上の障害により、意思決定に困難を抱えていても、安心して地域で暮らしたいという希望はできる限りかなえられるべきであり、それが地域共生社会の姿といえます。

成年後見制度利用促進法は、前述の通り、これらの人たちを社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することであるとしていますが、それはまさに地域社会の課題でもあります。

成年後見制度は裁判所が管轄する制度であり、その開始、後見人の選任、監督等の最終責任は裁判所にありますが、制度を利用して住民の権利を擁護することができ、住民の福祉を図ることにもつながります。市町村が住民サービスの一環として、制度利用が必要な人を早期に発見し、円滑に制度につなぎ、見守るしくみをつくることによりすべての人の権利がまもられるよう努めることが求められています。

また高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法においても虐待防止・保護・不当取引からの保護、救済の観点から、国及び地方公共団体の責務として成年後見制度

の利用促進をすることが記載されています。

地域共生社会とは

制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことを目指すものです。

(出典)第二期成年後見制度利用促進基本計画

高齢者虐待防止法（第28条）

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担軽減のための措置を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

障害者虐待防止法（第44条）

国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

成年後見制度に係る主な経緯

成年後見制度スタート 平成12（2000）年



平成11（1999）年の民法改正により導入され、改正前は禁治産・準禁治産制度を設けていました。

公職選挙法一部改正 平成25（2013）年



これにより成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

第一期成年後見制度利用促進基本計画スタート 平成29（2017）年



成年後見制度の利用促進に関する法律では、制度利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされました。

第一期成年後見制度利用促進基本計画成果指標（KPI）設定
令和元年（2019）年



成年後見制度利用促進基本計画では、各施策の進捗状況を客観的に評価・把握することが必要とされました。

第一期成年後見制度利用促進基本計画中間報告 令和2年（2020）年



成年後見制度利用促進専門家会議に、中間検証WGを設置するなどして検証が実施されました

第二期成年後見制度利用促進基本計画スタート 令和4（2022）年



認知症高齢者の増加や、多様化・増大する権利擁護支援のニーズに適切に対応するため、新たな計画がスタートしました。

立川市成年後見制度利用促進計画策定 令和4年（2022）年



制度の利用を促進するための施策を体系的に整理し、計画的に進めるため、立川市成年後見制度利用促進計画を策定しました。

立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定 令和7年（2025）年

更なる利用推進および、安心して制度利用ができる環境の整備を促進するため、新たな計画を策定します。

成年後見制度について（最高裁判所パンフレットを参考に作成）

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。

①任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度。家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて契約の効力が発生します。

②法定後見制度

	補 助	保 佐	後 見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部の行為に限ります。

※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ 成年後見人等とは、補助人、保佐人、成年後見人のことをいいます。

注) 令和7年1月現在、令和8年（2026年）民法改正案の国会提出に向けた審議が行われています。

2 計画の目的

立川市では今後、社会の高齢化と世帯人数の減少の進行により、一人暮らしの認知症高齢者や身近に頼れる親族のいない高齢者、親なき後の支援が必要な障害者等のさらなる増加が見込まれています。

第1次計画ではすべての人が自分らしい生活を送る権利を保障する手段として、成年後見制度の利用を促進するための施策を体系的に整理し、計画的に進めてきました。

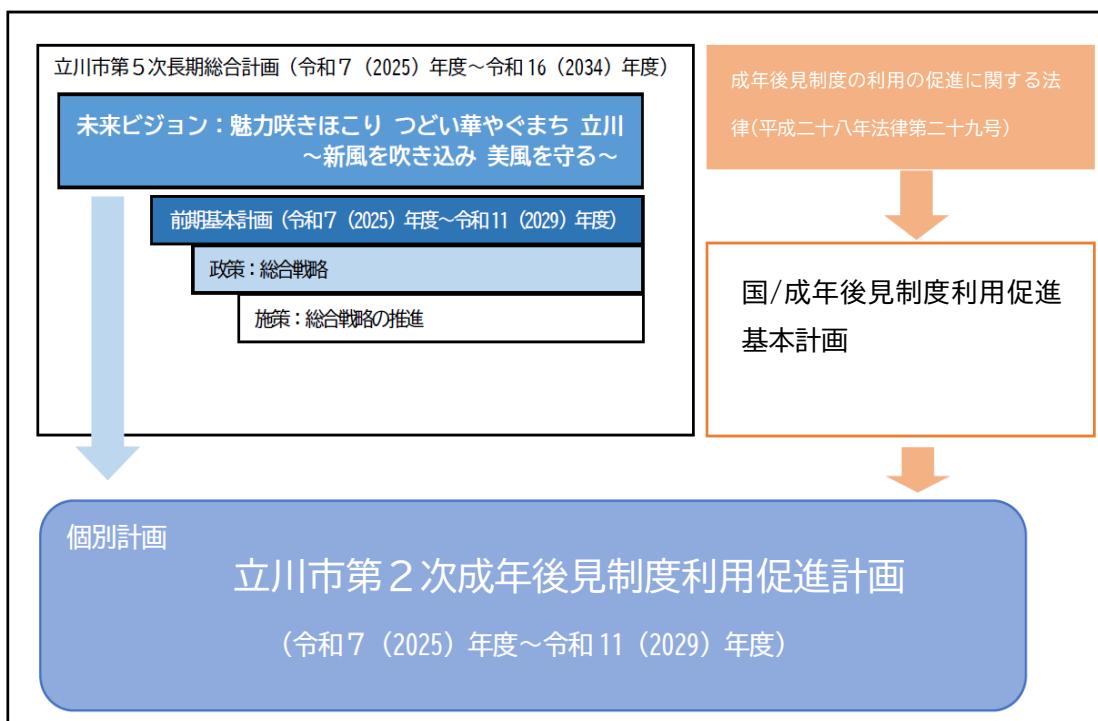
成年後見制度を含む権利擁護に関する諸制度の利用促進と市民が安心して制度を利用できる環境を整備するため、第2次計画を策定します。

3 計画の位置づけ

(法律、国計画、市上位計画)

この計画は成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく「市町村計画」として策定します。^{*5} 国の第二期基本計画^{*6}の内容を勘案して策定しています。

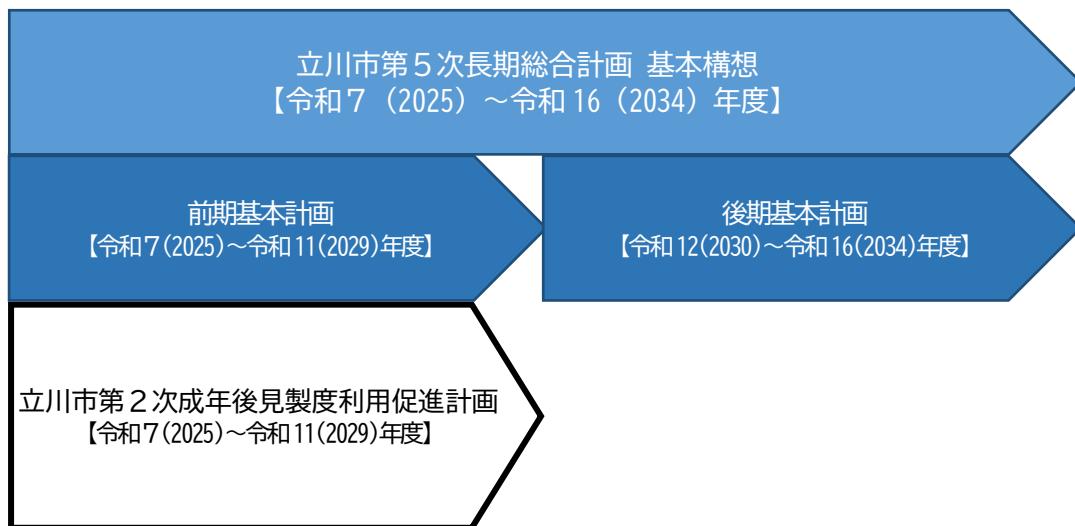
市の最上位計画である「立川市第5次長期総合計画前前期基本計画」^{*7}の個別計画である「立川市第5次地域福祉計画」^{*8}および関連する「立川市高齢者福祉介護計画（第9次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）」「立川市第7次障害者計画」「立川市第7期障害福祉計画」との整合性を図ります。



4 計画の期間

この計画の期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、今後の制度動向の変化等により、計画期間内であっても必要に応じ、見直し・改定を行います。



※関連計画の期間

「高齢者福祉介護計画（第9次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）」
(令和6（2024）年度から令和8（2026）年度)

「第7期障害福祉計画」(令和6（2024）年度から令和8（2026）年度)

「第7次障害者計画」(令和7（2025）年度から令和11（2029）年度)

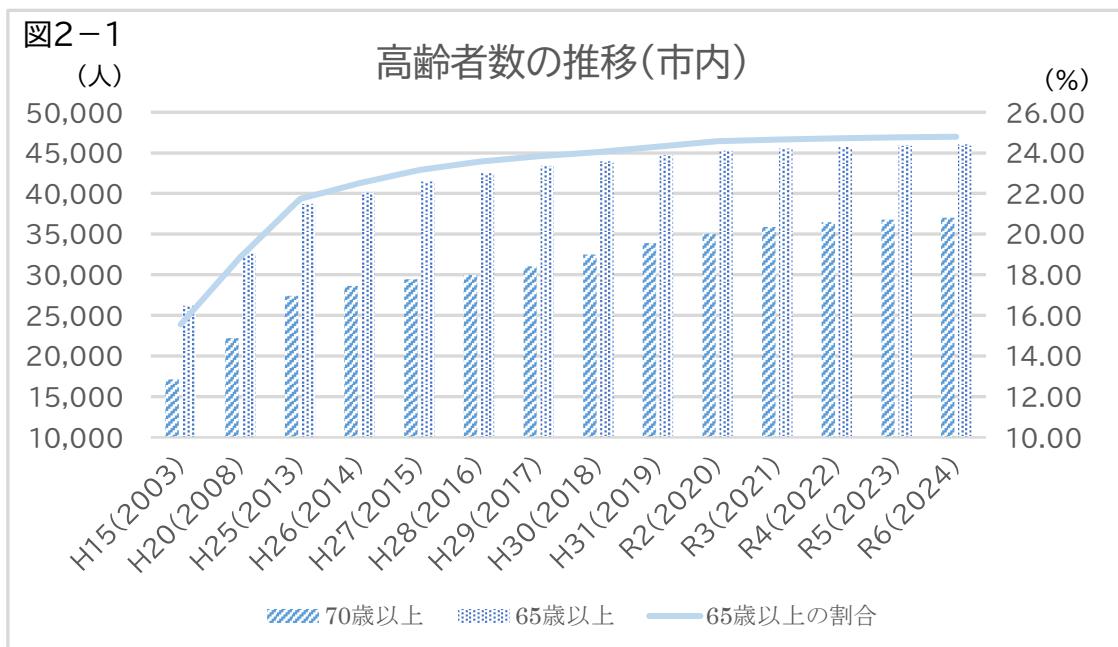
第2章 成年後見制度に関する立川市の現状と課題

1 高齢者と障害者の状況

高齢者について

立川市の高齢者人口は、令和6年（2024）年4月の時点で65歳以上が約4万6千人となり人口の24.7%となっています（図2-1）。

全国的な高齢化の流れと同様、立川市でも今後高齢化が進み、令和8（2026）年には65歳以上の割合は25%を超えると推計されています。



（出典）立川市第5次長期総合計画後期基本計画策定のための将来人口推計調査

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の概要によると、令和22年（2040年）には、約4人に1人が認知症になると推計されています。^{*9}

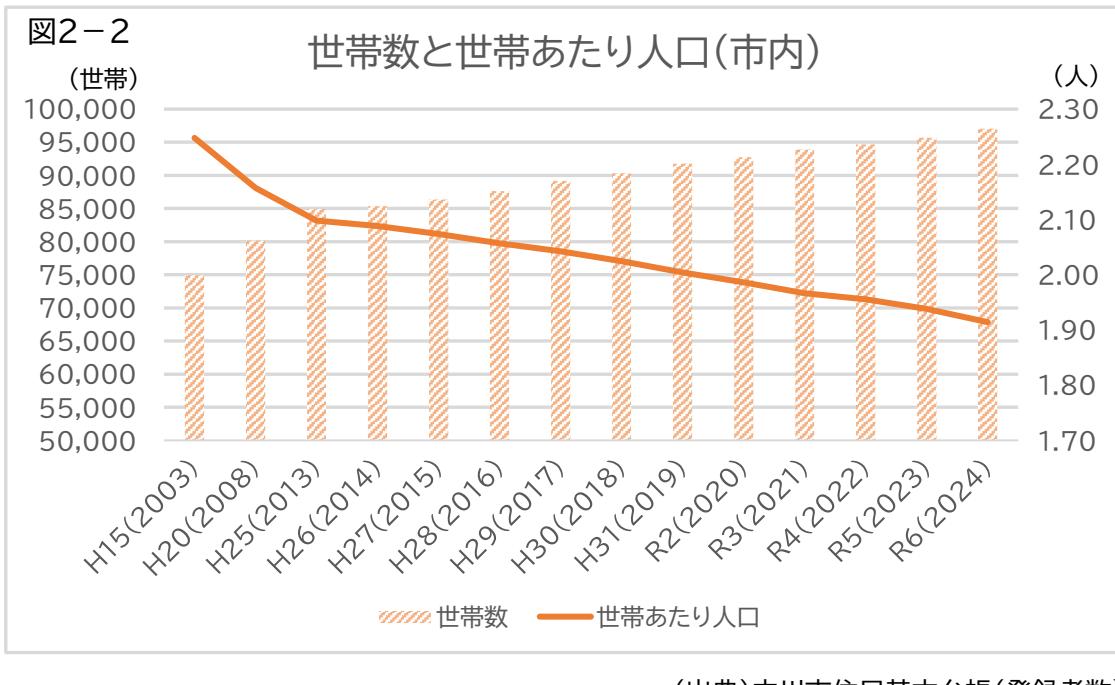
この推計を立川市の数字に当てはめると、市内の認知症の人口推計値は約11,480人となります。

また、高齢化の進行と並行して、1世帯あたりの人数は減少を続けており、高齢者のみ世帯や高齢者の単身世帯が増加しています（図2-2）。

これは世帯内に支援者を求めるのが難しい人が多くなっていることを表して

おり、将来的には、身寄りのない高齢者が大きな割合を占めることを意味しています。

今後、判断能力が衰えたときに、頼ることのできる身寄りがないとしても、安心して、最期まで、この立川市で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステム^{*10}の推進、深化が重要となっています。



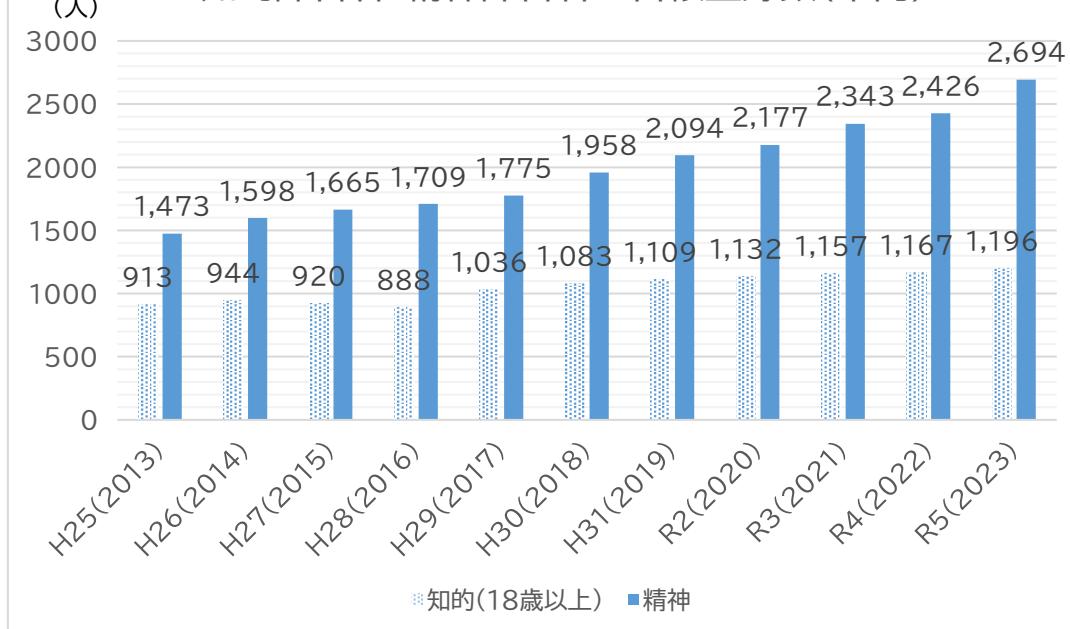
障害者について

立川市内の知的障害者（愛の手帳）台帳登録数は令和5（2023）年度末で1,196人となっており、平成30（2018）年度と比べ113人増加しています。また精神障害者保健福祉台帳登録数は令和5（2023）年度末で2,694人となっており、平成30（2018）年度と比べ736人増加しています。（図2-3）。^{*11}

障害者を取り巻く状況も、また高齢化の影響を受けており、8050問題や親亡き後の支援などの言葉に代表される、親の高齢化や死亡に伴う支援の継続が課題となっています。

また、障害者への虐待の防止に成年後見制度は有効な手段として機能しています。障害者の権利擁護について理解を深め、成年後見制度の利用が適切に利用される環境づくりが課題となっています。

図2-3 知的障害者・精神障害者の台帳登録数(市内)

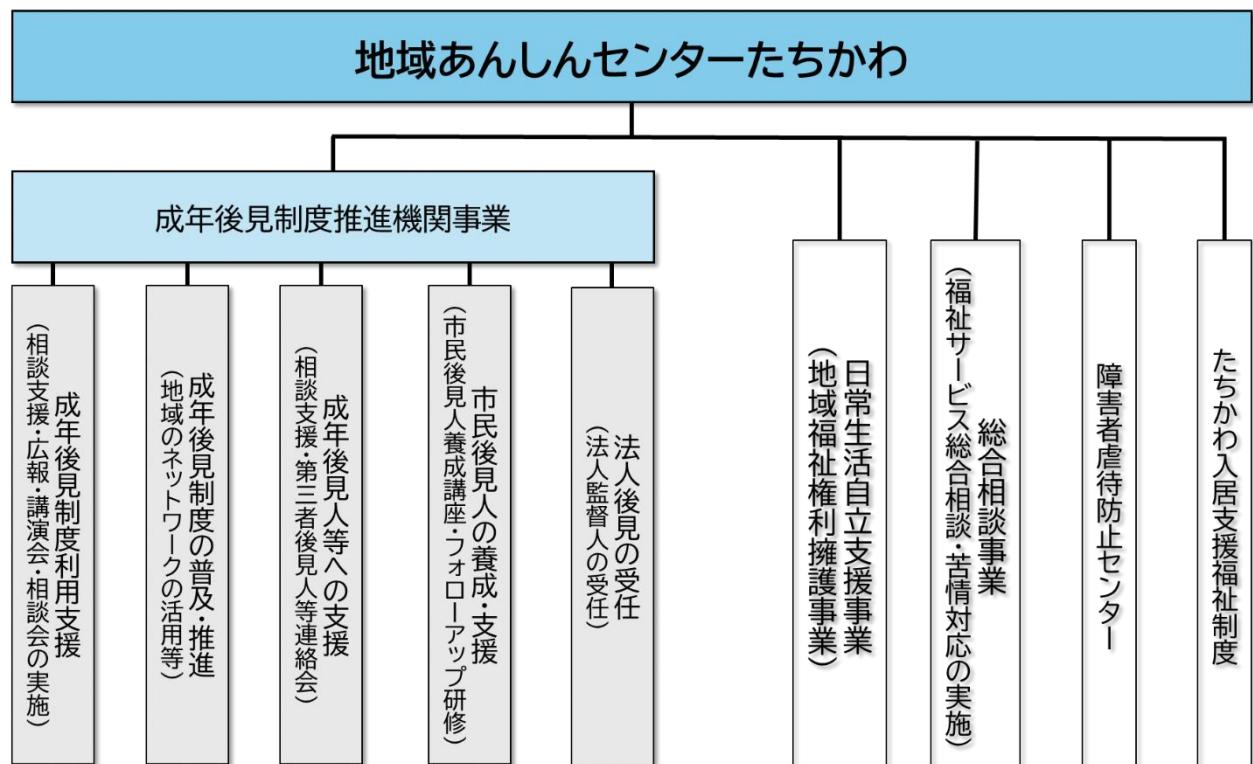


(出典)立川市統計年報

2 立川市の取組施策実施状況

成年後見制度推進機関「地域あんしんセンターたちかわ」

立川市では平成15（2003）年に社会福祉協議会に「地域あんしんセンターたちかわ（以下「あんしんセンター」という）」が開設され、市と社会福祉協議会の協働により、^{*12}判断能力が不十分な市民の権利を擁護するため、日常生活自立支援事業をはじめ各種事業を行っています。平成19（2007）年以降は東京都成年後見活用あんしん生活創造事業に基づき、成年後見制度推進機関（以下「推進機関」という）として事業を実施しています。令和4（2022）年以降は、第1次計画が策定され、権利擁護支援地域連携ネットワークの「中核機関」としても、事業を実施することになりました。市と社会福祉協議会の連携強化により、さらなる権利擁護支援の充実に向け取り組んでいます。



あんしんセンターが推進機関として実施している主な事業

・成年後見制度利用支援事業

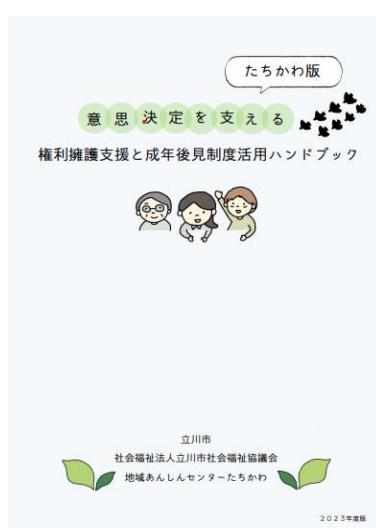
成年後見制度に関する相談、市長申立支援、本人・親族申立支援、制度普及啓発のための出前講座、講演会、広報活動、司法書士による専門相談（月1回）等の事業を実施しています。

(1) 普及啓発のための出前講座、講演会、広報活動

権利擁護支援の普及啓発として、市民向けの講演会の企画や出前講座の依頼を受付けています。また、権利擁護支援や中核機関の周知のためパンフレットや『たちかわ版意思決定を支える権利擁護支援と成年後見制度活用ハンドブック』を作成しています。



令和5年度（2023）市民向け講座あいあい通信記事



『たちかわ版意思決定を支える権利擁護支援と成年後見制度活用ハンドブック』

これまでの市民向け講演会

- ・『ぼけますから、よろしくお願ひします。』上映会と行政書士による無料個別相談会（公益社団法人成年後見支援センターヒルフェと共に）
- ・司法書士による成年後見制度講演会と無料個別相談会（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートと共に）
- ・今から学ぶ「成年後見制度」と「遺言」
- ・今から学ぶ「はじめての終活」と「成年後見制度」

出前講座依頼件数	
令和3年度(2021)	3
令和4年度(2022)	21
令和5年度(2023)	21

(2) 専門職団体による専門相談

毎月第2土曜日に司法書士による専門相談を受け付けています。

(3) 成年後見制度に関する相談支援

関係機関と連携・協働し成年後見制度利用に関する相談支援を実施しています。

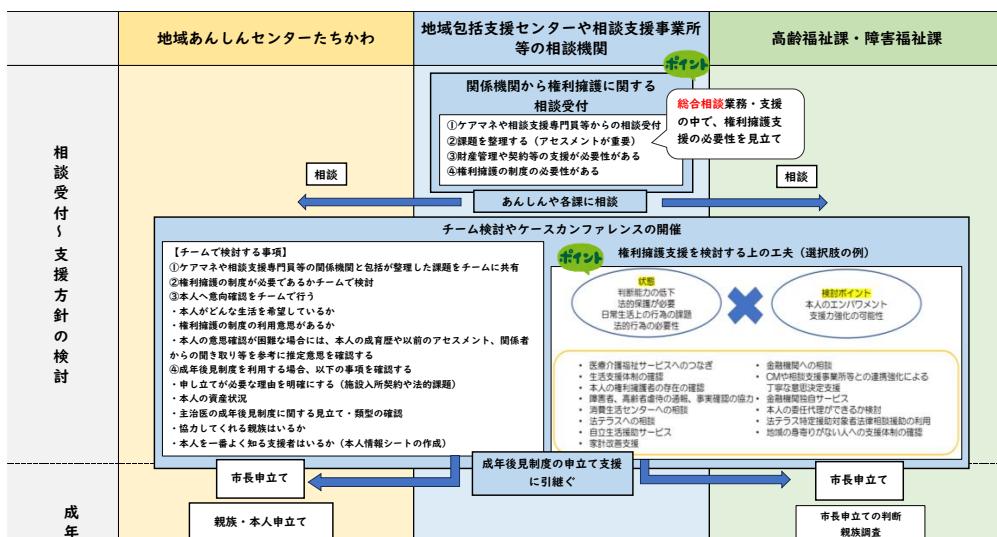
年度	相談件数	申立支援件数	実際の申立件数(件)	
			市長	本人/親族/後見人等
令和3年度 (2021)	219	49		
令和4年度 (2022)	242	55		
令和5年度 (2023)	219	96	34	10

あんしんセンターの成年後見制度利用支援に関する相談件数

※令和5年度から集計方法を一部変更しています。

『地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き』を参考に、相談支援体制のフロー（たちかわ版成年後見制度活用フローチャート）を作成し、以下の4段階における相談支援を展開しています。

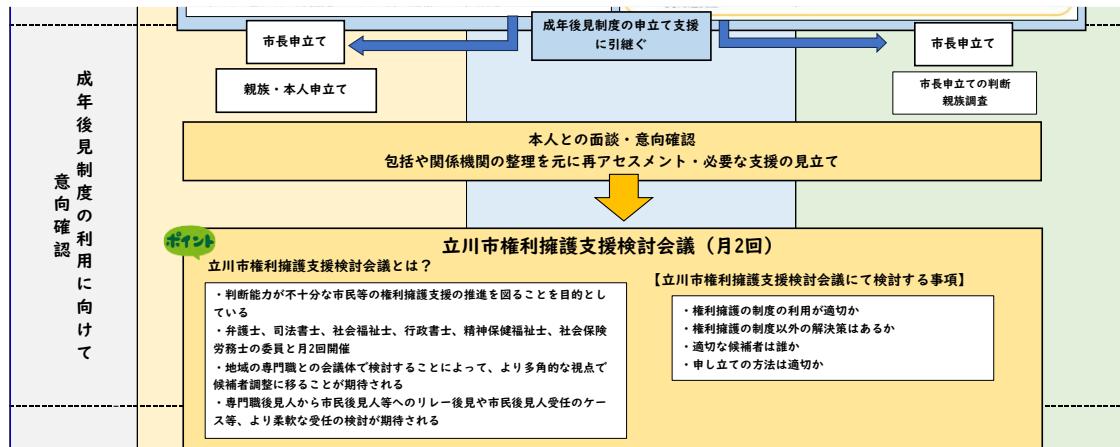
① 成年後見制度に関する相談の受付～支援方針の検討



福祉サービスの利用援助・苦情相談窓口、日常生活自立支援事業の相談受付、他機関へのつなぎ、障害者虐待通報窓口等、立川市の権利擁護支援の総合相談窓口を担っています。総合相談業務として相談受付し、権利擁護支援の必要性の検討をします。成年後

見制度利用の必要性が生じた場合には、成年後見制度利用の支援をします。地域あんしんセンターたちかわ運営委員会(年6回)を設置し、専門職・関係機関から助言・指導を得る体制を確保しています。

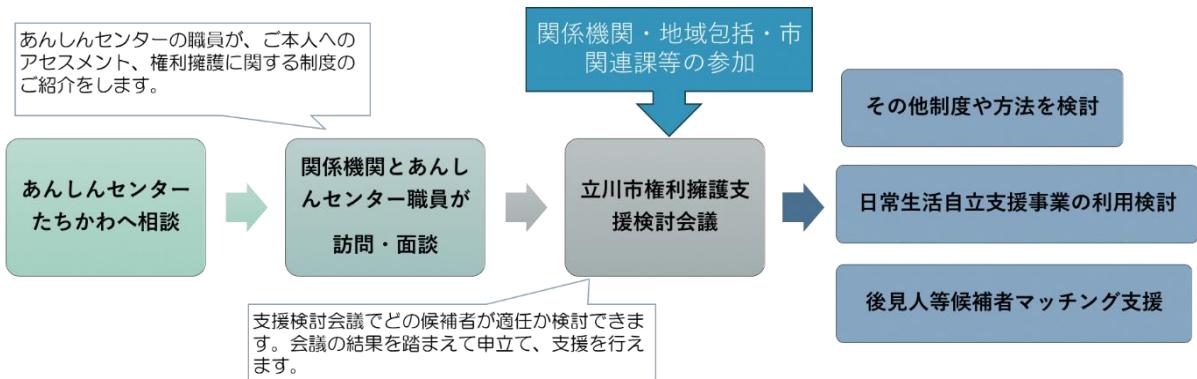
② 成年後見制度利用に向けて意向確認



本人の意思決定支援をチームで行う中で、あんしんセンターの職員が、本人の状況をアセスメントします。「成年後見制度申立支援」として、成年後見制度の利用やその他必要な支援の見立てを行います。「立川市権利擁護支援検討会議（以下「支援検討会議」という）」を開催し、多角的な視点で権利擁護支援の内容を検討し、適切な成年後見制度の候補者や支援方針を検討します。

支援検討会議について

中核機関と地域の多様な専門職等、本人を支援する親族・福祉・医療などの地域関係者が密接に連携して、利用者の意思決定支援（自己決定）と身上保護を重視した権利擁護支援を検討し、必要に応じて適切な後見人等の選任を支援することを目的にした会議となっています。支援検討会議は、月2回開催され、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士、精神保健福祉士等の専門職が委員となっています。

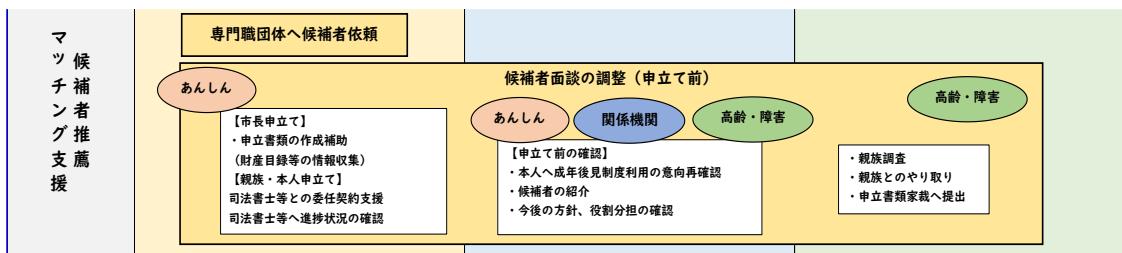


支援検討会議検討数

令和5(2023)年度	令和6(2024)年度 (11月末現在)
35	45

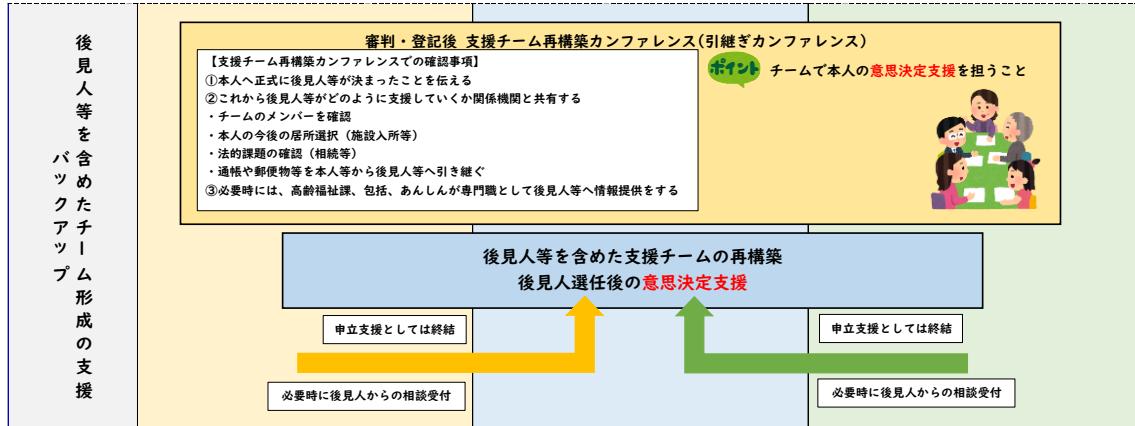
※令和5(2023)年度から開始

③ 候補者推薦マッチング支援



支援検討会議での検討内容を踏まえ、各専門職団体へ依頼し、適切な後見人等候補者を調整します。各専門職団体から推薦された候補者を本人へ紹介し、マッチングを行います。成年後見制度利用と後見人等候補者、今後の支援方針等について、支援チームで本人の意向の確認を行います。マッチング後、市長申立ては立川市高齢福祉課、障害福祉課、あんしんセンターが役割分担し、申立書類の準備を行います。本人、親族申立てでは、あんしんセンターが書類作成のための支援を行います。

④ 後見人等を含めたチーム形成の支援バックアップ



申立後、家庭裁判所により審判がおり、成年後見制度の登記がされます。登記後、後見人等を含めた支援チームで本人と後見人等が選任されたことや今後の支援方針や役割分担の確認を行います。後見人選任後も本人の意思決定支援チームで適切な支援を行うことができるよう、中核機関がチームの形成支援をサポートします。



左図のように関係機関や後見人等は、本人の意思決定支援のため、支援チーム全体を意識しながら、連携協働のうえ、意思決定支援を展開していく必要があります。後見人等と被後見人等が孤立せず、支援チームで課題に取り組んでいくことができるよう、中核機関が支援チームのコーディネートを支援します。

・地域連携ネットワークで取り組む選任後の後見人支援事業

あんしんセンターでは、選任後の後見人支援事業として、各専門職団体と地域の関係機関、立川市及び家庭裁判所との連携協働に基づいて、後見人等に関する苦情の受付やチームの再編成支援、専門職から市民後見人等への柔軟な後見人の交代支援を行っています。

(1) チーム形成支援

後見人からの相談受付・カンファレンスへの出席等、立川市、地域包括支援センター等と連携しながら支援を行っています。本人の意思決定支援チームの形成をサポートします。

(件)	
年度	相談件数
令和3年度 (2021)	2
令和4年度 (2022)	8
令和5年度 (2023)	22

あんしんセンター選任後の後見人支援相談件数

(2) 自立したチーム運営のための地域づくり

平成17(2005)年から『立川市第三者後見人等連絡会・幹事会』を年2~3回ずつ開催し、後見人を担う人や地域の支援者が参加対象で、制度や課題等について共有・検討する機会を設けており、後見人支援やネットワークの構築に大きく寄与する取り組みとなっています。

令和4(2022)年度

第1回『事例報告～意思決定支援プロセスの中から本人・支援者のゆらぎや葛藤を軸に考える～』

第2回『任意後見制度の活用方法と実践報告』

第3回『障害がある方への権利擁護支援について』

令和5(2023)年度

第1回『立川市における成年後見制度への取り組みについて』

第2回『～身元保証問題と権利擁護～「介護施設・病院から身元保証人をもとめられた場合の後見人の対処について』

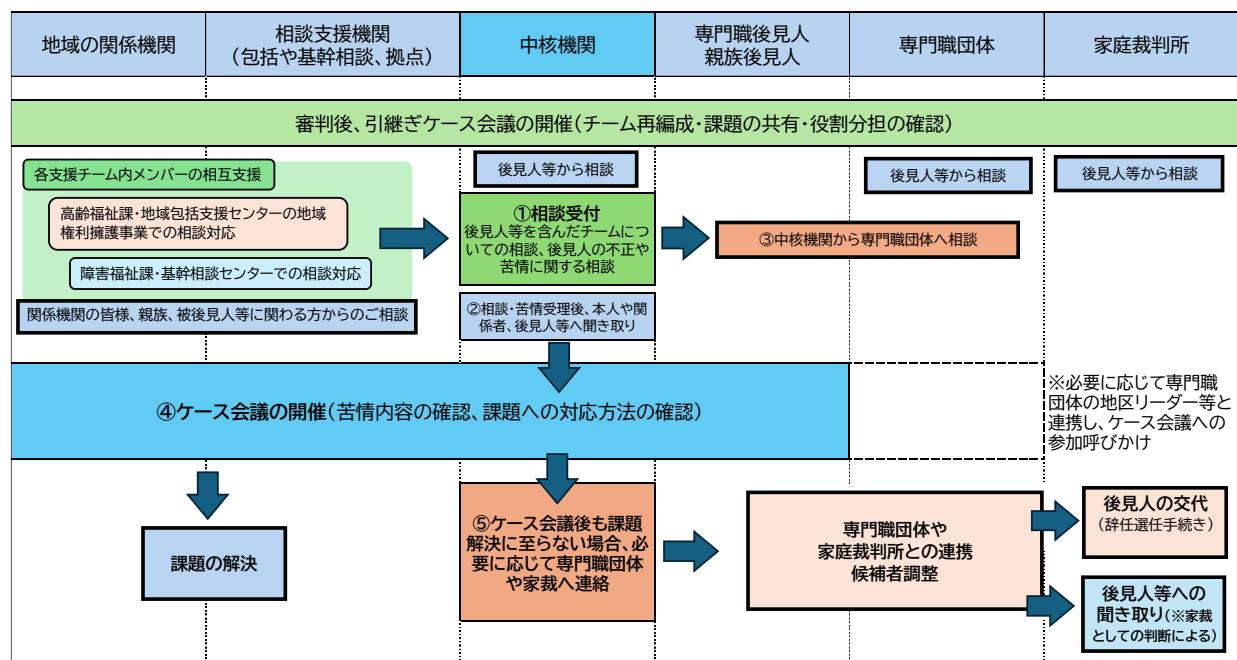
第3回『成年後見人の後見終了時の実務』

年度	第三者後見人等連絡会(回数/参加者)
令和3年度(2021)	3回/133
令和4年度(2022)	3回/170
令和5年度(2023)	3回/178

(3) 後見人等に関する苦情等への適切な対応

関係機関や本人等から、後見人等に関する苦情を受付した場合には、下図の通り、家庭裁判所や専門職団体との連携での苦情対応と必要に応じて後見人の交代支援や後見人を含めたチームへの支援を行います。対応方針については、支援検討会議や地域あんしんセンターたちかわ運営委員会等で検討することもできます。

後見人等への苦情相談フローチャート【中核機関の動き】



・法人後見等の受任

平成 17（2005）年より社会福祉協議会で法人後見を実施し、あんしんセンターが後見業務を行っています。また、市民後見人の法人後見監督を行い、活動を支援しています。

(件)	
法人後見受任件数	12
後見監督受任件数	3

延べ受任件数 75 件(令和 6(2024)年 3 月)

・市民後見人の養成と支援

市民後見人とは、親族以外の市民による後見人です。市民目線で本人に寄り添った細やかな後見活動を行うことのできる、住民同士が支え合う共生社会を実現する人材として期待されています。

平成 27（2015）年より市民後見人の養成・支援事業を実施しており、養成講座を修了した市民後見人候補者は、日常生活自立支援事業及び法人後見の支援員として経験を重ねた上で後見人となります。令和元（2019）年に初めて市民後見人が選任されました。選任後はあんしんセンターが法人後見監督（支援）を行い、後見活動を支援しています。

注）養成講座終了 51 名のうち、市民後見人候補者（登録者）としてではなく、法人後見支援員として活動されている方もいます。

(人)	
市民後見人養成研修修了者	51
市民後見人候補者(登録者)	16
市民後見人受任者	2

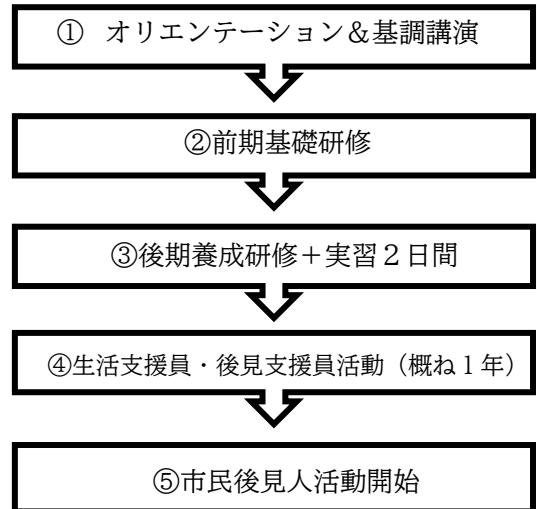
延べ受任件数 8 件(令和 6(2024)年 3 月)

・市民後見人養成講座

下図のように②前期基礎研修③後期養成研修＋実習④支援員活動を通して、後見人に必要な価値・技術の習得を支援します。後見人ステップアップ研修と隔年で開催しています。

●市民後見人になるには？

説明会終了後から養成講座前期、後期課程がスタートします。すべて受講していただきあんしんセンターの生活支援員として、おおむね1年活動していただき、市民後見人候補者となることができます。



・後見人ステップアップ研修

市民後見人養成講座の翌年に研修会を開催しています。市民後見人養成講座よりもさらに実務的な内容となっており、①初回報告②財産管理③身上保護④終了報告の全4回の研修を開催しています。市民後見人養成講座とあわせて参加いただくことによって、後見人の実務について理解ができる内容となっています。市民後見人だけではなく、親族後見人を検討している方や、後見制度に关心がある方にも参加を呼びかけ、市民に後見人制度について理解を深めていただく機会ともなるよう、継続していきます。

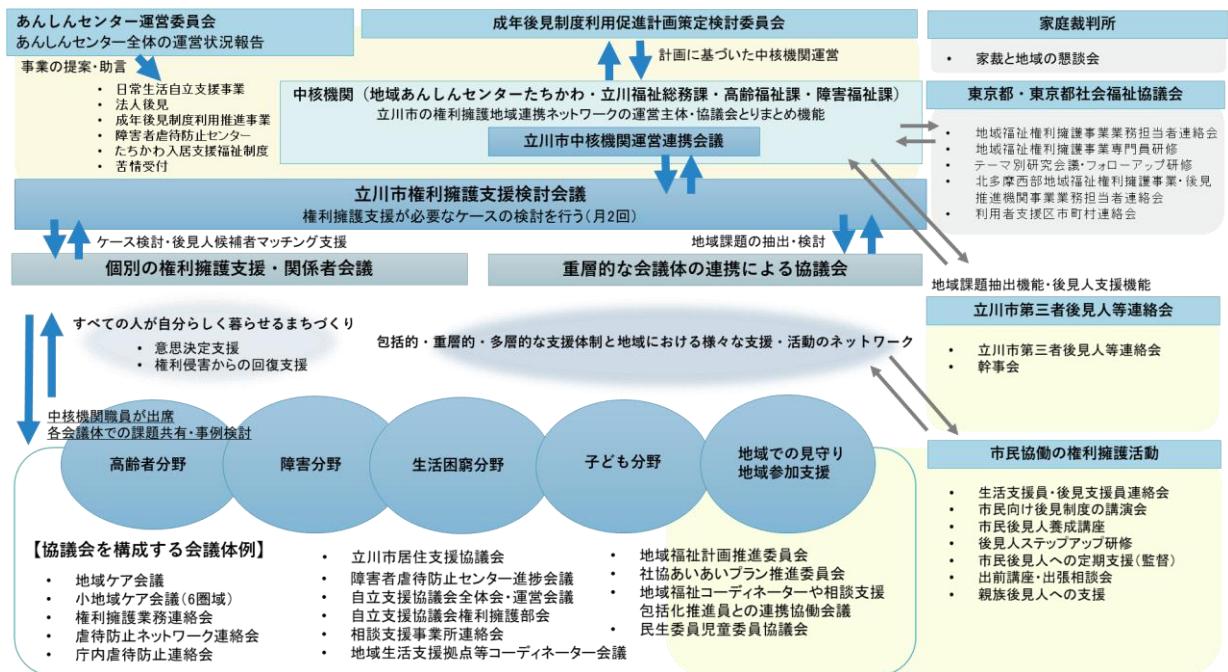
・法人後見の担い手の育成

法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保というだけでなく、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事業への対応などニーズの増加が見込まれるため、担い手の育成への取組を推進します。法人後見の担い手を目指す団体へ東京都社会福祉協議会が行う「法人後見研修」等の情報を提供し、必要に応じて立ち上げのサポートを行います。

・たちかわ権利擁護支援の地域連携ネットワーク

権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実のため、関係機関と協働し、様々な事業を展開しています。「協議会」では、立川市の既存の重層的な会議体を生かし、それぞれの会議に中核機関が参加します。会議の中で権利擁護と関連した地域課題があった

ときに、中核機関がネットワークで結ばれたほかの会議とも連携し解決を図り、その情報を共有することで、全体として一つの「協議会」となるしくみづくりを目指しています。



(出典)たちかわ権利擁護支援の地域連携ネットワークイメージ図

立川市では、市内を6つの日常生活圏域に分け、地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターでは、地域の身近な窓口として、本人や親族だけでなく関係機関（医療・介護、民生委員、地域の金融機関等）からの相談を受け、あんしんセンターと連携し、権利擁護業務を行っています。

障害福祉分野については市の障害福祉課があんしんセンターと連携して制度利用を進めてきました。自立支援協議会や地域生活支援拠点等事業とも連携し、きめ細かい見守り体制を構築していくことを目指しています。

また、社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業とも連携しており、立川市では、地域福祉課と社会福祉協議会に配置している「相談支援包括化推進員」が、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050」やダブルケアなどの複雑化した課題のある方への支援を行う窓口となっています。

*¹³ 国の通知によると、重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に関する取組は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っています。『制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮

らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有するもの。』とされており、連携強化に取り組んでいます。

日常生活自立支援事業サービスの内容

福祉サービスの利用補助

- 福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします
- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
 - ・福祉サービスの利用における申し込み、契約の同行、代行
 - ・入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
 - ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援

日常的金銭管理サービス

- 毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れをお手伝いします
- ・福祉サービスの利用料金の支払い代行
 - ・病院への医療費の支払い手続き
 - ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
 - ・税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の支払いの手続き
 - ・日用品の購入の代金の支払い手続き
 - ・貯金の出し入れ、また貯金解約手続き

書類等の預かりサービス

- 大切な通帳や証書等を安全な場所でお預かりします
- ・保管を希望される通帳やハンコ、証書等をお預かりします

(出典)たちかわ版意思決定を支える権利擁護支援と成年後見制度活用ハンドブック

成年後見制度とのちがい

利用する本人の意思決定を支える「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」ですが、2つの制度のちがいは以下の図の通りです。中核機関が相談を受け、本人の意向や課題を整理し、制度利用のため丁寧な検討を行います。

成年後見制度		日常生活自立支援事業
民法	法律	社会福祉法
認知症や精神障害、知的障害によって判断能力が不十分とされるもの（家庭裁判所の審判によって決まる）	対象者	<ul style="list-style-type: none"> 認知症や精神障害、知的障害によって判断能力が不十分とされるもの 本事業の契約内容について、判断しうる能力があると認められたもの
補助人、保佐人、後見人、任意後見人に選任された人	援助者	市区町村社会福祉協議会の職員（専門員、生活支援員）
本人、4親等以内の親族、市区町村長等の申し立て	利用手続き	社会福祉協議会へ相談
<ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所が定める報酬額 平均月2万 	費用	<ul style="list-style-type: none"> 1時間1,700円 (通帳預かりの場合は3,000円) 生活保護の方は無料、減免制度あり
<ul style="list-style-type: none"> 身上保護と財産管理 法律的な課題まで対応できる（相続、不動産売却、証券取引等） 	支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用援助 日常生活上、必要な手続きや金銭管理
本人が手続きをしなくても後見人が手続きできる（代理権の範囲）	支援の方法	本人に委嘱状をもらい、手続きや払い戻し支援を行う
ある	取り消し権（同意見）	ない
家庭裁判所の審判がないとやめることができない	終了の方法	社会福祉協議会との契約に基づくサービスなので、いつでもやめられる

(出典)たちかわ版意思決定を支える権利擁護支援と成年後見制度活用ハンドブック

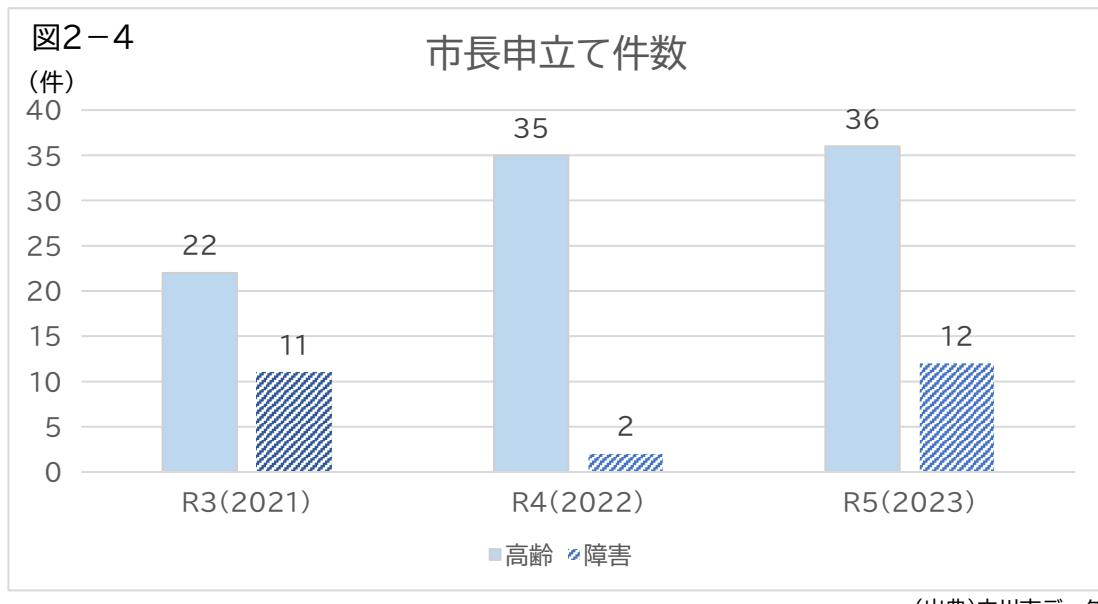
立川市における日常生活自立支援事業の利用者数

立川市における日常生活自立支援事業の利用者数は右図のように、年々増加しています。令和元（2019）年に国第一期基本計画が施行され、令和5（2023）年には161件の契約件数となりました。立川市内の日常生活自立支援事業の制度の周知が進み、関係機関からの相談件数が増加したことが要因の一つと考えています。日常生活自立支援事業では、金銭管理支援にとどまらず、特に福祉サービス利用援助のニーズが拡大しています。また、近年では統合失調症や発達障害等の精神障害がある方の利用件数が増加しており、障害福祉サービスにおいての利用援助の相談窓口としても関係機関と連携を強化しています。



・市長申立てによる成年後見制度の利用促進

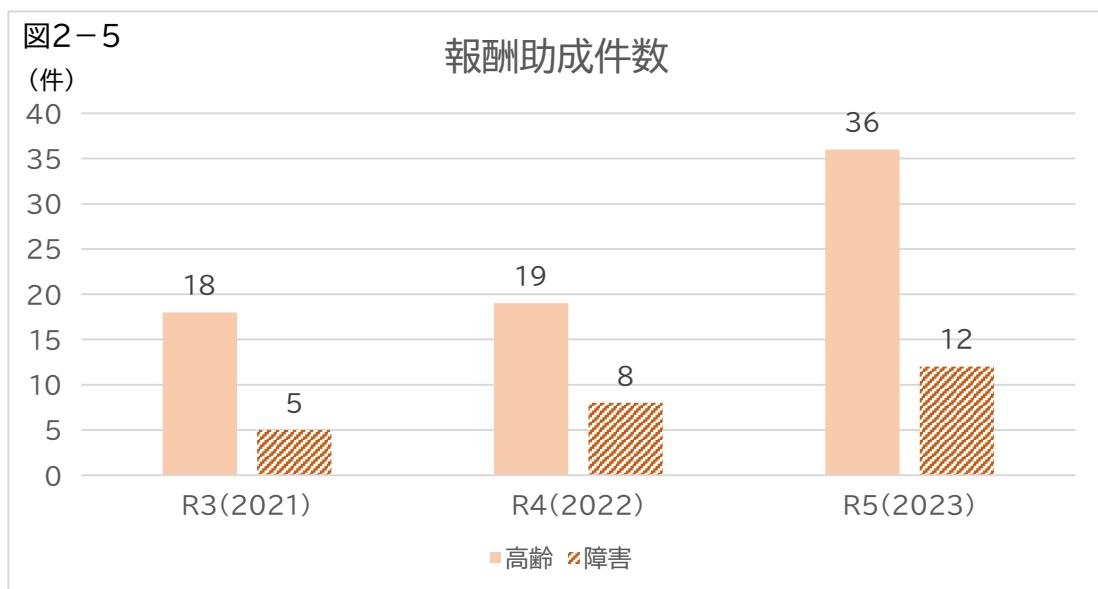
成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、申立てのできる配偶者又は4親等内の親族がない場合には、あんしんセンターと協働して市長申立てによる成年後見制度の利用促進を実施しています。(図2-4)



・申立て費用、後見報酬費用の助成

申立て費用や第三者後見人等(後見監督人等も含む)の報酬費用の支払いが経済的に困難な方には、費用助成を行い、経済的な理由により制度利用ができないことのないよう支援しています。

報酬助成件数は年々増加しており、令和5(2023)年度は合計で48件となっています。(図2-5)今後益々、経済的に困窮されている方の利用は増加していくと考えられます。



3 第1次計画の進捗評価

① 権利擁護支援のネットワークの構築

既存の会議体を活用し、「チーム」・「協議会」・「中核機関」(P34～P36)からなるネットワークを構築しました。また、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や、関係機関が必要な支援を行えるよう、協議会を整備し地域連携によるチーム支援体制を整備しました。

② 地域連携ネットワークの中核機関の整備

あんしんセンターを推進機関に位置づけ、福祉部門関係各課とともに中核機関の整備を進め、あんしんセンターは推進機関としての業務にプラスして、これまでの実績を活用し地域連携ネットワークの整備を推進、相談・支援体制を整備しました。

③ 地域連携ネットワークと中核機関による成年後見制度利用促進

専門職、関係機関、と中核機関が連携し、チームによる支援ができる体制整備を推進するとともに、市民後見人の養成や第三者後見人との連絡会の開催、市民向け講座の開催等担い手の育成・支援、制度周知を推進しました。

④ 必要な人が成年後見制度を利用できる体制の確保

制度利用が必要にも関わらず申立てが困難な場合は積極的に市長申立てを実施するとともに、経済的な理由で、利用ができないということがないよう、要件を満たす場合は費用助成を実施しました。

第1次計画各施策における検証・課題

		施策名	検証	課題
施策1	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	① 既存のネットワークの活用と連携強化	出前講座や各会議体での権利擁護支援の普及ができた。各分野の専門職が権利擁護支援の担い手として自発的に取り組んでもらえるようさらなる周知協力依頼が必要。	地域連携ネットワークの構築については、おおむね達成できた。
		② 協議会の仕組みづくり	権利擁護支援の地域連携ネットワーク図を作成し、会議体に位置付けている会議を示すことができた。地域ケア推進会議等会議体において、協議会の役割について説明し、権利擁護支援に関するテーマを取り扱うことができた。それぞれの会議体で出た課題を吸い上げセミナーや相談会等開催へつなげていきたい。	
		③ 「チーム」体制の強化	調整、支援したチームの数は不明。日常的にチーム支援をしている。専門職とも連携している。社会福祉士会と連携のあり方について協議する場、裁判所と本市の成年後見利用促進に関する課題の共有を行うことができた。個別事例でもチーム内の調整、支援を行うことができた。	
		④ 重層的支援体制整備事業との連携	包括支援センター等と連携し、相談体制を強化相談支援包括推進員との会議体が複数あり。（地域生活支援拠点等会議等）東社協でも重層との連携が重視されている。	
施策2	地域中核機関ネットワークの整備	① 中核機関の設置運営	立川市とあんしんセンターにより中核機関とし、中核機関設置の周知ができた。月1回の定例会議を開催することができた。	中核機関の整備については、おおむね達成できた。
		② 中核機関による地域連携ネットワークの体制づくり	「地域共生社会の実現」ではないが、新たなネットワーク作りができた。（裁判所、社会福祉士会、弁護士会）権利擁護支援地域連携ネットワークのイメージ図を作成したが、周知が不足している。	
		③ 協議会の事務局	果たすことができた。	
		④ 制度利用促進	中核機関設置以前と比較し、体制強化が図れた。あんしん業務全体が計画に基づき実行できるようになった。	
		⑤ 地域連携ネットワークと協働して利用促進	パンフレット等を作成することができた。	
		⑥ 中核機関の役割分担	それぞれの役割の明確化が必要。	

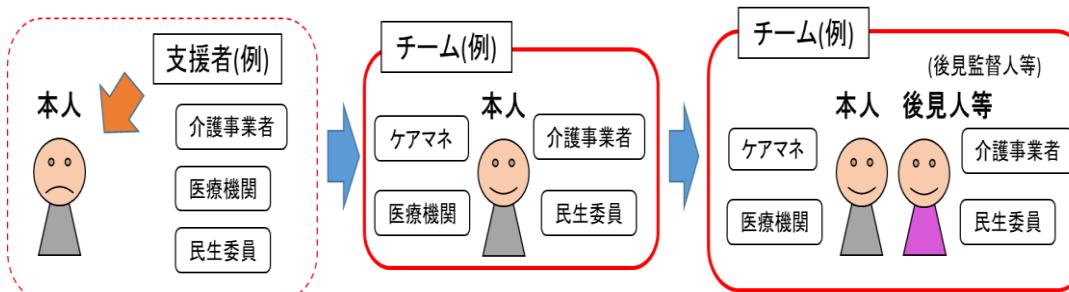
施策名			検証	課題
施策3 地域連携ネットワークと制度利用促進機関による 成年後見制度の周知啓発	1・広報機能	①市民向けの制度周知	出前講座、市民向け講座の回数増加。（中核機関受託後年間20件以上）包括や相談支援専門員、作業所、GH等と連携し小地域で講座や相談会を行っていくことができるのではないか。	講演会等の開催やリーフレット等の作成などをを行い、一定の成果はあった。第2次計画でも、制度等の周知啓発に引き続き取り組んでいく。
		②制度理解促進のための工夫	あんしんパンフ、中核パンフ、ハンドブックを作成し周知できた。今後はホームページなどの活用が検討できるのではないか。	
		③関係機関への広報・啓発	年2回の市民向け公開講座を開催。第三者後見人連絡会の開催。	
		④関係機関との連携・協力	社会福祉士会と連携のあり方について協議する場、裁判所と本市の成年後見制度利用促進に関する課題の共有を行うことができた。弁護士会とも研修を通じ、共有化を図ることができた。	
施策3 地域連携ネットワークと制度利用促進機関による 成年後見制度の周知啓発	2・相談機能	①相談体制の強化	相談件数、申立件数や地権利用者増加傾向。断らない相談を意識した相談受付を展開することができた。権利擁護研修を開催したり、権利擁護業務連絡会にて、成年後見制度、日自事業について学習会を開催した。 成年後見制度に関する相談が、昨年度よりも大幅に上回っている。 R4年度末297件→R5年度末359件	成年後見制度に関する相談が、昨年度よりも大幅に上回っている。個人間の連携は取れているが団体間の連携が課題。
		②地域連携ネットワークの活用（専門的助言）	個人間の連携は取れているが団体間の連携が課題。	
		③地域連携ネットワークの活用（チーム支援）	申立支援時、地権契約時などチームを再編成することができた。また後見人支援や契約前支援においても、チームを編成する一助となる場合が多くあった。	

施策名			検証	課題
施策3 地域連携ネットワークと利用促進機関による 成年後見制度利用中の課題	3・利用促進機能	① 受任者調整 (親族後見人)	専門相談（土曜日）や相談を受け、親族後見人の相談を受け付けた。親族申立ての相談に応じ、申立てに至った事例があった。（1件）成年後見制度について案内を行った。継続案件が少なくニーズをキャッチすることができない。	親族申立ての相談に応じ、申立てに至った事例があったが、継続案件が少なくニーズをキャッチすることができない。 書類の書き方のみ支援し、その後継続とならない場合が多い。
		② 受任者調整 (専門職後見人)	権利擁護支援検討会議がスタートしすみやかに適切な候補者検討ができ、申し立てに進めることができた。弁護士会を通じた受任調整を行ったが、区部の弁護士が選任されたり課題が残つた。	
		③ 市民後見人の育成	隔年で養成講座フォローアップ講座の形式をどることができた。延べ5件目達成。市民後見人の活動周知や、監督体制の強化が課題。養成講座の講師を務めた。（高齢福祉課長、地域包括支援センター）	
		④ 法人後見の担い手の育成・活動支援	20件以上継続して受任。今年度から東社協法人後見研修がスタート。他法人との連携が必要か？社協以外の法人後見の担い手について検討した。	
		⑤ 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行	内部運営会議や権利擁護支援検討会議にて検討することができた。	
施策3 地域連携ネットワークと利用促進機関による 成年後見制度利用中の課題	4・後見人支援	① 第三者後見人等の支援	幹事会連絡会の開催。交流と学習会のみならず、課題抽出課題検討ができる場となるよう意識することになった。	相談件数が増加。後見人からの積極的な相談は少ない。
		② 市民後見人の支援	監督人業務の専門性の維持に課題がある。監督人無での選任があった。	
		③ 親族後見人の支援	1件のみ前年度から継続有。書類の書き方のみ支援し、その後継続とならない場合が多い。今年度は市民後見人フォローアップ研修の対象を拡大し、親族後見人受任者や目指す人の参加もあつた。	
		④ 後見人等への支援	相談件数が増加。税理士等成年後見制度に参加していない団体に対して、懇談会の開催を提案することができた。（依頼はない）	

施策名				検証	課題		
施策3 成年中連携 地域 見制 機核 度に 利用 促進 による と 効果 止 不正 5・	① 親族後見人等による 不正予防	② 専門職団体との連携	③ 金融機関との連携	親族後見人の場合、相談のみのケースが多く、その他の支援につながらないケースが多い。	金融機関との連携ができていなかったため、金融機関の特性を活かし、制度を身近なものに感じてもらう取組を検討する。		
				各団体のブロック、全体等との連携あり。東京都の各連絡会や第三者後見人等連絡会等で連携あり。連携会議や研修を通じ、良好なコミュニケーションを図ることができた。			
				金融機関との連携は具体的に実施できていない。			
施策4 必要 用な で人 きが る成 体年 後見 制の確 度を利 用する と 効果 止 不正 5・	① 市長申立の実施	市長申立て件数増加 スムーズな制度利用のため今後とも支援件数を維持していきたい。		市長申立、費用助成とともに件数が増加している。			
	② 助成制度	R5年度末 助成件数は58件。制度の周知は、ホームページ、第三者後見人等連絡会を通じて行うことができた。					

「チーム」

本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者が日常的・継続的に、本人の意思や状況を把握し、必要なときに本人を中心としたチームとして意思決定支援を行い、対応を行う仕組です。制度利用後は後見人等（必要に応じ後見監督人等）がチームに加わります。



地域の専門職と関係者とともに、受任者調整ができるよう、支援検討会議を設け、チーム支援体制整備を充実させました。

「地域連携ネットワーク」と「協議会」

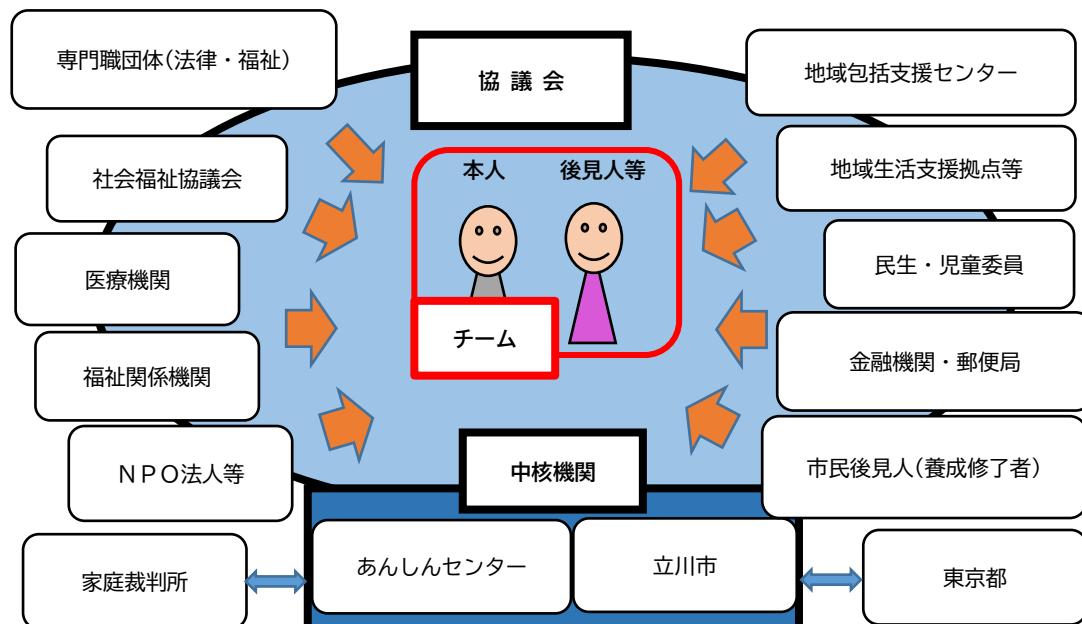
「地域連携ネットワーク」

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組です。地域連携ネットワークは本人を含めた「チーム」と「協議会」、「中核機関」から構成されます。

「協議会」

成年後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、地域において専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための仕組です。これにより各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めます。

地域連携ネットワークのしくみ

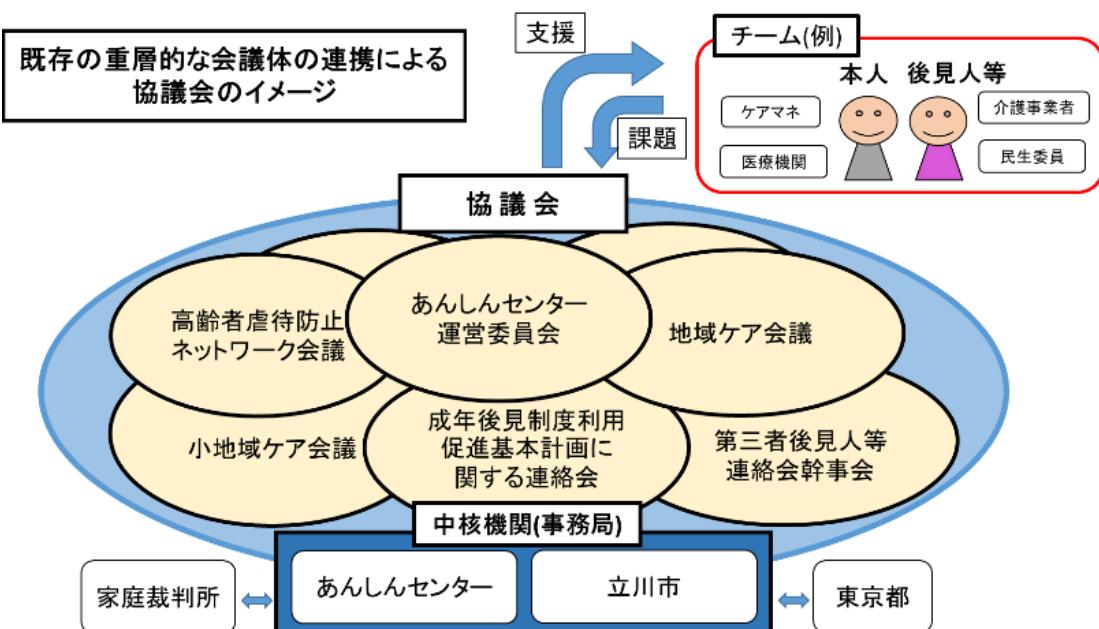


既存の会議体を活用し、地域の関係者と連携し、法律・福祉の専門職団体や、関係機関が必要な支援を行えるよう、協議会を整備しました。

「中核機関」

本人を中心とした「チーム」と、「チーム」体制の課題を検討し調整する「協議会」からなる地域連携ネットワークを整備、運営するための中核となる機関。

専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局、家庭裁判所および東京都と利用促進のための連携・情報交換を行う等、地域連携ネットワークのコーディネートを担います。



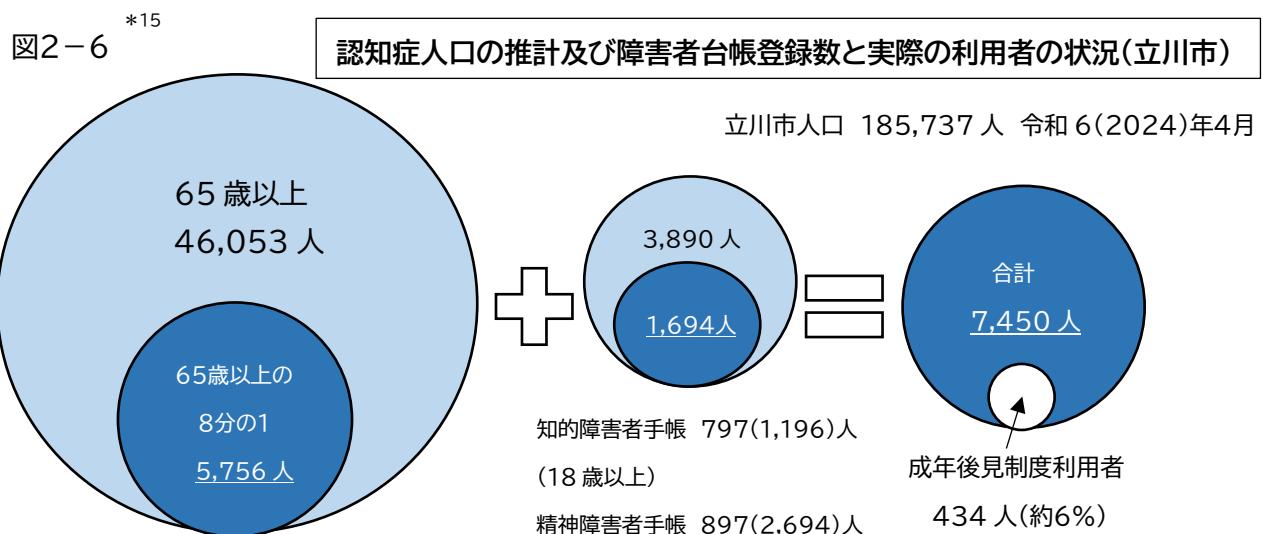
あんしんセンターを推進機関に位置づけ、福祉部門関係各課とともに中核機関の整備を進め、制度に関する周知のためのパンフレット作成や、市民対象の講演会、市民後見人養成講座等を開催しています。

4 立川市の成年後見制度推進の課題

成年後見制度の利用実績について

立川市内の成年後見制度の利用者数は令和5（2023）年12月末現在434人となっており、65歳以上人口の0.94%となっています。全国平均の0.69%に比べて0.25ポイント高い数値で都内の平均0.85%より0.09ポイント高い数値です。

認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究による推計の方法（65歳以上の8分の1）による認知症の推計人口と、障害者台帳登録数を合計した人数（7,450人）に対し、実際に成年後見制度を利用している人数（434人）の割合は約6%弱となっています（図2-6）。



注）この図にある障害者台帳登録数とは、市内障害者台帳登録数をもとに、全体に占める市長申立件数割合などにより、対象となり得る人数を推計したものであり、括弧内の人�数が実際の市内障害者台帳登録数です。

立川市の成年後見制度推進の課題

立川市では、これまで成年後見制度推進のための施策を実施してきました。しかし、全国的な状況と同様、市内の成年後見制度利用者数は伸び悩んでいます。

これは地域の中で潜在化している課題が見落とされ、権利擁護が必要な人への支援が行き届いていない可能性を示しているとも言えます。

判断能力が不十分な人の権利擁護の重要な手段である成年後見制度を推進するためには、より一層制度を周知するとともに、支援者も含めた相談体制の整備や自ら声を上げられない人を支える地域のネットワークの強化、成年後見制度利用後も本人の自己決定権を尊重し、財産管理のみならず、身上の保護を重視した支援体制をつくることが必要です。そのためにはこれまで以上に成年後見制度の理解を地域の関係者に深めるとともに、利用しやすい体制の整備を進める必要があります。

また、高齢者や障害者の増加に伴う成年後見制度利用のニーズの高まりから、後見人の担い手不足が見込まれるため、専門職との連携や市民後見人などの担い手の養成を推進する必要があります。さらに法定後見制度のほか、任意後見制度や日常生活自立支援事業などによる総合的な権利擁護支援を進める必要があります。

第3章 計画の目標と基本的な考え方

1 計画の理念

本計画では、立川市第5次地域福祉計画の理念に基づいて、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、「つながり、広がり、互いに支えあい、権利が守られるまち」を目指します。

理念

ささ 支えあい、つながり、ひろ 広がるけんりょうご 権利擁護

立川市第5次地域福祉計画の理念

ひとりひとりがともいひろたちかわ 共に生き、しあわせ広がる立川

～やさしいつながりのあるまちをつくる～

2 計画の目標

目標

1. 権利擁護支援策と相談体制の充実

～必要な人すべてが制度を利用できる体制づくり～

2. 権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

～本人を中心とした適切で柔軟な運用～

目標1 権利擁護支援策と相談体制の充実

今後、増加すると見込まれる権利擁護支援に対応するため、第1次計画で整備された地域連携ネットワークに様々な担い手を取り込み社会全体で支え合う地域づくりを目指し、新たなる権利擁護支援事業を検討するほか、担い手の育成に取り組みます。

また、成年後見制度、他の権利擁護支援策を親族も含めた選任後の後見人への支援体制の充実に取り組みます。

目標2 権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

国の第二期基本計画の考え方を踏まえ、だれもが安心して制度を使えるようにするため、相談・支援体制の充実に取り組むとともに、後見制度の利用に限らず、本人が自分らしく生活するため、その意思を尊重し、その生活を実現するための支援について、本人が理解し納得した上で選択できるようにします。高齢者の増加に伴う後見制度ニーズの増加に応えられるよう後見人の担い手の確保、任意後見や補助・保佐といった本人の意思をくみ取ることが比較的容易な早い段階での制度利用ができるよう相談窓口の周知を推進、制度利用が開始され後見人等が法律行為を代行することとなっても、本人の自己決定権を尊重した運用がされるよう体制整備を推進します。



(出典)第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要

本計画の成果指標

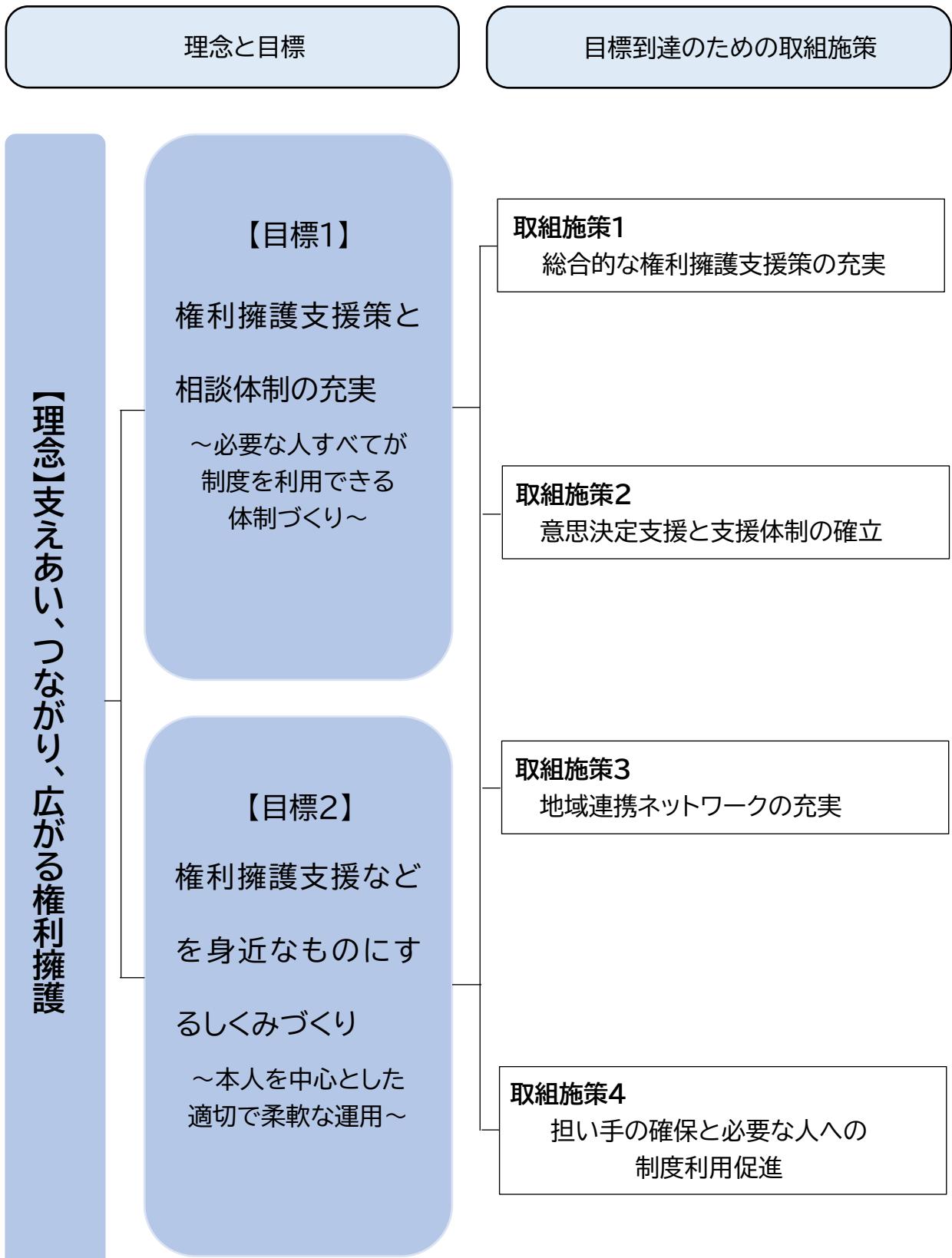
立川市における成年後見制度の利用者数

令和5年(2023)12月 434人 → 令和11年(2029)12月 550人

注) こちらの成果指標は、法定・任意の成年後見制度利用に関する数字を示しています。

第3の権利擁護支援制度を整備することによる、直接の成果は含まれておりません。

3 計画の体系



成年後見制度利用促進

取組施策の内容

1 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進

日常生活自立支援事業による支援が困難になった時には、成年後見制度へ移行できるよう、対応方針の検討等を行う取組を推進します。

2 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援

成年後見制度および日常生活自立支援事業に加えて第三の権利擁護支援の体制整備を検討します。

1 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

チームで意思決定支援を実践できる体制整備を推進します。

2 適切な後見人等の選任・交代の推進

本人の自己決定権を尊重し、後見事務を適切に行う後見人等の選任支援を行います。

3 後見人等に関する苦情等への適切な対応

関係機関が必要に応じ連携し適切なチーム支援を確保します。

1 成年後見制度に関する普及啓発

関係機関への広報・啓発を推進し、連携・協力体制を充実させます。

2 相談機能の充実

役割や連絡先の紹介、相談のつなげ方などの支援を実施します。

3 成年後見制度の利用促進機能の充実

コーディネート機能強化、受任者調整等の支援体制整備を推進します。

4 後見人等支援機能の充実

親族後見人、後見人等の支援（チームで見守り、意思決定を支援する体制の強化）等支援体制を充実させます。

5 関係機関・金融機関と連携

不正の発生を未然に防止、制度を身近なものにする取組を推進します。

1 担い手の確保・育成

市民後見人・法人後見等の育成・支援を推進します。

2 任意後見制度の利用促進

市民や地域連携ネットワークに対して専門職団体を含めた様々な相談窓口があることを周知します。

3 市長申立ての適切な実施

迅速かつ適切に市長申立てを実施します。

4 助成制度

制度の周知に努めながら必要な助成を実施します。

第4章 目標到達のための取組施策

第1次計画では、既存のネットワークを活用し、連携を強化することで、地域連携ネットワークの構築を進めてきました。既存の会議体を活用することにより、新たな組織を作り上げることなく効率的にネットワークを整備し、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるしくみを整備しました。

今後は、より本人の意思を尊重した意思決定支援ができるよう、地域の関係者と後見人が「チーム」となって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築し、福祉・法律の専門職による助言・相談対応等が可能な体制および、支援に参画する支援検討会議とともに、選任後の後見人への支援、おひとり様支援体制を整備します。

取組施策1 総合的な権利擁護支援策の充実

～持続可能な新たな体制づくり～

権利擁護の支援へのニーズの高まりや担い手不足に対応していくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があります。

そのため、新たな意思決定支援等によって本人を支える各種制度からのスムーズな移行や、民間事業者や当事者団体等による生活支援等のサービスなどを誰もが安心して利用することができるよう運営の透明性や信頼性の確保を検討します。

【中核機関の取組】

取組	概要
支援検討会議の開催	成年後見制度の利用を必要とする人が適切に日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ、成年後見制度から日常生活自立支援事業等へ移行できるよう、関係団体との間で個別事案における対応方針の検討等を行う支援検討会議を開催します。

日常生活自立支援事業の効果的な実施方策についての検討	生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策と実施体制の整備・強化について支援検討会議において検討します。
----------------------------	---

【関係機関と連携した取組】

取組	概要
第三の権利擁護支援の体制整備を検討	民間事業者や当事者団体等による生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるよう、公的な機関や民間事業者と連携し取り組みます。 入院や施設入所等の際、身元保証人・身元引受人・連帯保証人等がいないことを前提とした対応方法について、事業者等に理解を促す取組を推進します。

1 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進

・成年後見制度へのスムーズな移行

日常生活自立支援事業による支援が困難になった時には、適切に成年後見制度へ移行できるよう、また、成年後見制度が終了したあとの移行への対応方針の検討等を行う取組を推進します。

日常生活自立支援事業とは、第二の権利擁護支援とも呼ばれ、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。実施主体は都道府県社協ですが、窓口業務は市区町村社協が担っており、立川市ではあんしんセンターが事業を展開しています。

2 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援

令和4（2022）年4月に策定された国の第二期基本計画では、さらなる権利擁護支援の拡充が目標とされています。成年後見制度の利用が望ましい方が利用しやすくなるよう、第1次計画において、体制整備を行いました。

しかし、令和4（2022）年に行われた日本の障害者施策に対する国連審査では、現行の成年後見制度に対して次のように指摘があり制度全般の見直しが検討されています。①成年後見制度そのものがより本人の権利を尊重し、意思決定支援のための制度となるよう、本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき（必要性・補充性の確保）、②三類型を一元化すべき、③終身ではなく有期（更新）の制度として、見直しの機会を付与すべき、④本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべき。

今後の持続可能な権利擁護支援システムの構築に向け、立川市では国の持続可能な権利擁護支援モデル事業への参加や日常生活自立支援事業の拡充、（仮称）終活おひとり様相談窓口との連携を推進します。

・第三の権利擁護支援の体制整備

多様な地域課題に対応するため、公的な機関や民間事業者において、身寄りのない人等への各種の生活支援サービス、意思決定支援や認知症支援サポートなどの様々な取組が行われています。こうした取組については、公的な制度の隙間を埋めるものや公的な制度利用の入口として効果的であるとの指摘がある一方、一部の事業者については運営方法が不透明であるなどの課題も指摘されています。

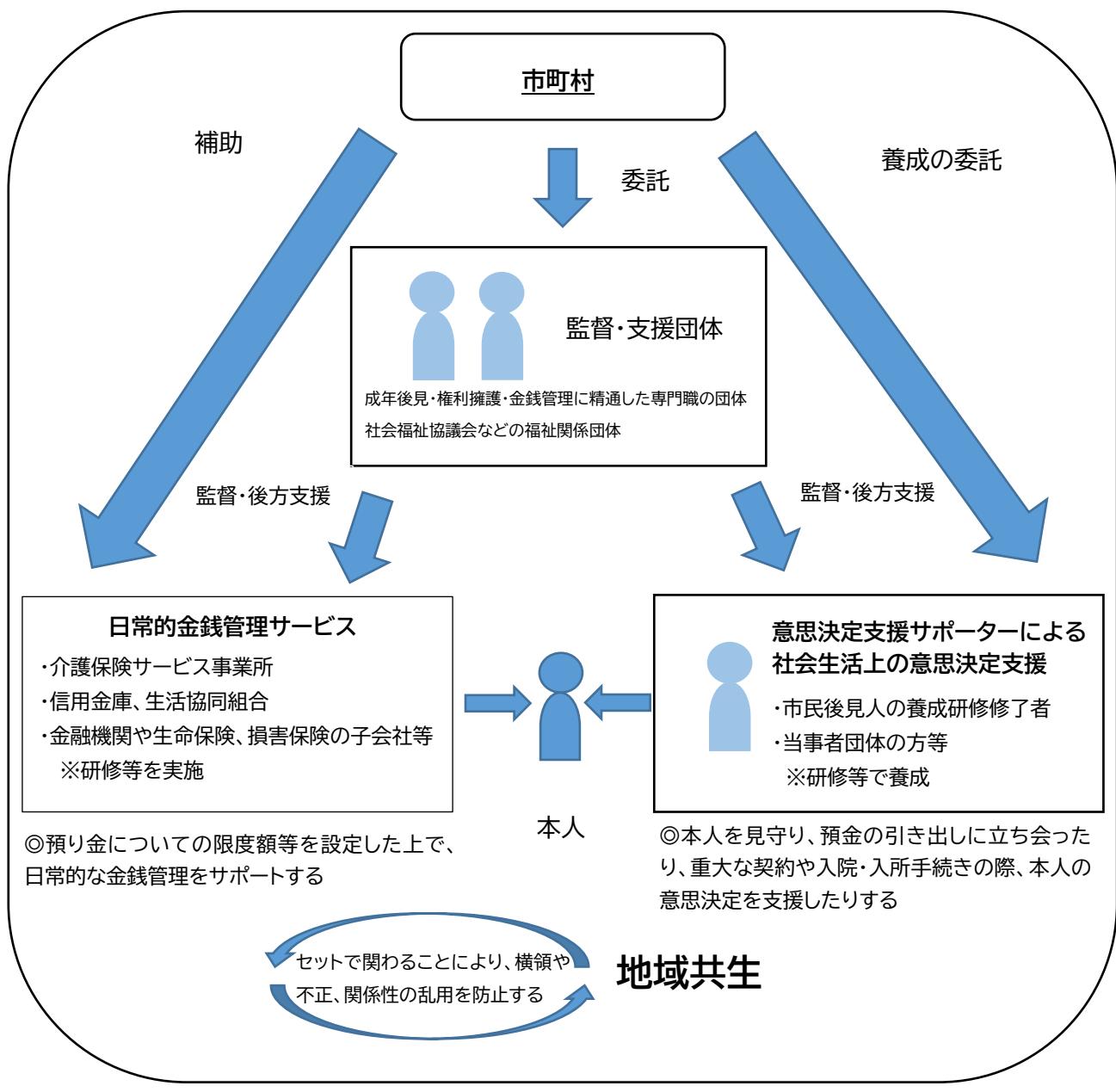
民間事業者や当事者団体による生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら、成年後見制度および日常生活自立支援事業に加えて第三の権利擁護支援の体制整備を検討します。

なお、本市では、立川市高齢者福祉介護計画（次表）にあるように検討を進めています。

基本施策の概要	高齢者人口が最多となり、生産年齢人口が減少に転じる令和22（2040）年を見通した本市の権利擁護支援のあり方について、新たな仕組みづくりへの取組をおこないます。
現状	令和5（2023）年7月に「府内権利擁護支援モデル事業検討準備会」を立上、厚生労働省が実施する「持続可能な権利擁護支援モデル事業」への参画のための準備と本市の権利擁護支援のあり方に関する方向性の検討を始めました。 ＜令和5（2023）年度の取組＞ 検討会（5回開催）、関係者向けセミナーの開催
令和6～8（2024～2026）年度の方向・目標	当該準備会に、外部委員、専門職委員を加え、「権利擁護支援モデル検討委員会」を立上げ、本市の「金銭管理・意思決定支援」のあり方について検討を進めていきます。

(出典)立川市高齢者福祉介護計画

全体のイメージ



(出典)厚生労働省 HP

取組施策2 意思決定支援と支援体制の確立

～支援を受けたいと思えるような体制づくり～

第1次計画では、中核機関の整備を施策に掲げ、あんしんセンターを推進機関に位置づけ、高齢福祉課、障害福祉課、福祉総務課とともに月1回の運営連携会議を開催、課題検証、現行計画の検証を図りながら制度利用を推進してきました。今後も連携を図り運営していきます。

本人への支援を行う様々な関係者が、チームとなって意思決定支援の考え方を理解し、本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人候補者等の選任に向けたチーム形成支援を行います。また、後見人選任後に苦情等が生まれない環境を整備する観点から、成年後見制度等に関する広報や事前の説明により、本人や関係者の制度に関する理解を促進します。

【中核機関の取組】

取組	概要
支援検討会議における適切な後見人候補者等の選任支援	判断能力が不十分であっても地域で安心して生活できるよう権利擁護支援体制の確立をめざします。利用者の意思決定支援（自己決定）と身上保護を重視した権利擁護支援を推進し、必要に応じて支援検討会議で適切な後見人候補者等の選任等を支援します。
苦情等に関する検討、適切な対応、他機関との調整引継ぎ	苦情等に関する事情を十分に聴取・確認し、本人の権利・利益の観点から、苦情として具体的な対応を必要とするものかどうかを検討し、その上で、具体的な対応が必要と判断した場合、各機関の役割や各地域における対応体制の実情などを踏まえ、自らが主体となって調整すべきものかどうかを検討します。検討の結果、他の機関が調整することが適当な事案の場合は、適切な機関等に対応を引き継ぎます。 <small>*16</small>

【関係機関と連携した取組】

取組	概要
身上保護に関する支援への苦情等についての、関係者と連携した対応	身上保護に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係者と連携した対応（福祉、医療等のサービスの調整を含む。）を行うとともに、必要に応じて、専門職団体と連携して対応するほか、不適正・不適切な事案については家庭裁判所と連携します。

1 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

・本人の意思の尊重

意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にもつながります。^{*17} 後見人等は、民法および、障害者の権利に関する条約等の趣旨に基づき、障害特性や本人の状況等を十分に踏まえた上で、本人の意思の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行う必要があります。これに加えて、後見人等が本人を代理して法律行為^{*18}をする場合、本人の自己決定権を尊重し、法律行為の内容に本人の意思及び選好や価値観を適切に反映させる必要があります。後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たっては、日常的に本人への支援を行う様々な関係者が、実践することが重要となることから支援を行う様々な関係者が、実践できる体制整備を推進します。

成年後見制度の利用に関することだけではなく、中核機関と地域連携ネットワークの協議会を活用し、出前講座や様々な連絡会、講演会等を行い、意思決定支援の理念の浸透のための取組を行ってきました。今後も地域の特色やニーズに合わせた意思決定支援の在り方を地域の皆様と検討できる体制整備を推進します。

2 適切な後見人等の選任・交代の推進

・本人の自己決定権の尊重

市民後見人・親族後見人等の候補者がいる場合は、その選任の適否を検討し、本人のニーズ・課題に対応できると考えられるときは、その候補者を選任し、親族後見人等への支援をするとともに、必要に応じ複数選任や、状況の変化等に応じた柔軟な後見人等の交代や追加選任を行える体制整備を検討します。

後見類型について、代理権行使の必要性が低下した場合に、中核機関、専門職団体、日常生活自立支援事業の実施団体等と連携し、市民後見人等への交代や同事業の併用などを行える体制整備を検討します。

・専門職後見人から市民後見人へのリレー

例えば、高度な財産管理の課題等が落ち着き、より細やかな身上保護の重要性が高くなっているケースについては、市民後見人への移行が適切と考えられる可能性があります。本人の状況等の変化により、成年後見人の交代が検討される場合には、中核機関が確認し、本人にとって最適な後見人候補者をマッチングする支援を推進します。

市民後見人の受任要件

- ・原則として、立川市に住所地があること
- ・リレー後見については、家庭裁判所の許可があること
- ・高度な財産管理を要しないこと
- ・市民後見人への丁寧な引き継ぎができること

(出典)たちかわ版意思決定を支える権利擁護支援と成年後見制度活用ハンドブック

・成年後見制度の終了と日常生活自立支援事業の利用

本人の状況等の変化により、成年後見制度の補助から、日常生活自立支援事業の利用に結び付く可能性もあります。本人の意向を確認しながら、成年後見制度の終了を支援します。

・支援検討会議の活用

成年後見制度の後見人等の交代や日常生活自立支援事業への移行等の検討が必要な場合には、支援検討会議を活用し、より柔軟で多角的な検討を行い、本人に適した制度利用を推進します。

成年後見制度の見直しについて

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要があります。そのため、国は成年後見制度の見直しに向けた検討を行っています。

主な課題

- ① 法定後見における開始・終了等に関するルールの在り方
判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- ② 法定後見における取消権・代理権に関するルールの在り方
本人の自己決定権が必要以上に制限される場合がある。
- ③ 法定後見における成年後見人等の交代に関するルールの在り方
本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- ④ 任意後見制度における適切な時機の監督人選任を確保する方策
適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされず、任意後見契約の効力が生じない。

(出典)法制審議会第199回会議

3 後見人等に関する苦情等への適切な対応

・本人や関係者の制度に関する理解の促進

後見人等に関する苦情等には、後見人等の不適正・不適切な職務に関するものだけでなく、後見人等が本人・親族等や支援者の意向等に沿わないことへの不満、本人・親族等が成年後見制度・実務への十分な理解がないこと、本人や支援者とのコミュニケーション不足によって生じる意見の食い違いなど様々なものがあります。

成年後見制度等に関する広報や事前の説明により、本人や関係者の制度に関する理解を促進するとともに、専門職団体、中核機関、家庭裁判所が必要に応じ連携し適切なチーム支援を推進します。

P.20 にあるように、後見人等に関する苦情対応件数が増加していることから、中核機関が苦情相談を受け付け、支援チーム内の調整や本人の意向確認等を推進します。

また、中核機関と家庭裁判所、各専門職団体の連携を進め、苦情等への対応に関する流れを周知し、地域連携ネットワークで苦情等への対応の強化を推進します。

取組施策3 地域連携ネットワークの充実

～わかりやすく使いやすい支援体制づくり～

第1次計画では、地域連携ネットワークと中核機関による成年後見制度利用促進を施策に掲げ、専門職団体や関係機関の協力を得て、研修会や講演会の開催、新たな啓発資材としてリーフレットの作成、広報誌への掲載などを実施してきました。また、地域包括支援センターの相談力向上を支援し、より身近な相談窓口として整備するとともに、第三者後見人連絡会の開催などにより後見人への支援を推進したほか、支援検討会議の実施により、本人の意思決定支援を推進しました。今後も周知啓発、相談体制の強化、意思決定支援、後見人支援を推進します。

地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援のみならず、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークにしていく取組を推進します。

【中核機関の取組】

取組	概要
コーディネート機能強化	コーディネート機能を強化し、関係機関からの意見を聴取しながら本人の意思を尊重した後見人の選任、チームによる支援が円滑にできるよう取り組みます。
親族後見人等に対する相談、支援	親族後見人等に対して定期報告書の作成の相談に乗るなど、適正な後見人活動ができるよう支援するとともに、すでに受任している親族後見人等も相談ができることを広報等で周知します。
選任後の後見人等に対する支援	支援検討会議や市長申立て等で関与した選任案件の他、申立てに関与していない案件でも、専門職団体や家庭裁判所等と連携して、選任後の後見人等に対しチーム形成による支援を促すとともに、関係機関（地域包括支援センター等）と連携し必要に応じてチーム形成をコーディネートします。 専門職が選任された案件でも、特に困難案件等では

	<p>支援検討の際に関係者で作成したモニタリングシートを活用するなどして、後見人等が孤立したり、本人の意思決定が阻害されたりすることがないよう支援体制を構築します。</p> <p>地域の関係者によるチーム形成を支援するとともに啓発等を行い、『関係者が自発的にチーム形成し、自立して継続支援ができる地域づくり』に取り組みます。</p> <p>第三者後見人等連絡会等を通じて後見人間の情報交換、情報共有をします。</p>
専門職団体と中核機関による連携	専門職団体と中核機関による連携を強化し、チーム支援を協働して行える体制を整備します。
重層的支援体制整備事業との連携	属性に関わらない相談の受付や、福祉サービスの苦情対応等に関して、重層的支援体制整備事業と連携し取り組みます。
制度周知の充実、制度理解の促進	<p>声を上げることができない権利擁護支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などを周知・啓発するとともに、任意後見・補助・保佐に関する周知活動も推進します。</p> <p>成年後見制度の内容の周知が不足していることから講演会や出前講座を開催します。</p>

【関係機関と連携した取組】

取組	概要
本人の意見を尊重した受任者調整（マッチング）等の支援	コーディネート機能を強化し、関係機関からの意見を聴取しながら本人の意思を尊重した後見人の選任ができるよう、チームによる支援が円滑にできるよう取り組みます。
専門職団体や金融機関と連携した取組	専門職団体や金融機関と連携し、後見人等による不正行為防止に取り組みます。権利擁護支援チーム員として後見人等が職務を行うことができる環境整備を推進します。
金融機関と連携した取組	金融機関の特性を活かし、制度を身近なものに感じてもらう取組を検討します。

1 成年後見制度に関する普及啓発

・制度理解の促進

成年後見制度を利用する可能性のある本人や家族、地域住民、福祉・行政・法律専門職などの関係者に対し、一般的な広報に加え、成年後見制度の利用の効果・留意点や制度の活用が有効な事案のほか、声を上げることができない権利擁護支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などを周知・啓発するとともに、任意後見・補助・保佐に関する周知活動も推進します。

市民向けの制度周知の充実、制度理解の促進のための工夫、関係機関への広報・啓発を推進、関係機関との連携・協力体制を充実させます。

成年後見制度という名前は周知が進んできた印象を受けますが、具体的な制度の内容の周知が不足していることから親なきあと、終活等をテーマにした市民向けの講演会や出前講座等の取組を継続して行います。権利擁護の意識を地域社会に広げていくため、地域連携ネットワークの協議会で地域課題を発見し、それぞれの地域課題にあわせて地域の皆様と協働し、企画しています。

2 相談機能の充実

・相談体制の強化

権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口として位置づいている中核機関について、地域連携ネットワークの関係者などへあらためて周知します。

地域連携ネットワークにおいては、地域の関係者・団体（当事者等団体、地域住民、民間事業者、専門職団体等）が、権利擁護支援を必要とする人やその家族などの様子を把握したり、身近な立場で相談を受けたりしていることを共有しています。関係者・団体が受け止めた権利擁護支援に関するニーズへの対応に悩まないよう、地域で権利擁護支援や相談支援を担う機関（中核機関、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関など）では、その役割や連絡先の紹介、相談のつなげ方などの支援を行います。

地域連携ネットワークの活用による相談体制の充実を図ります。

重層的支援体制整備事業との連携について

権利擁護支援の地域連携ネットワークと重層的支援体制整備事業は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っています。すべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを社会全体で支えあいながらともに創っていくという地域共生社会の実現に向け、双方の連携を推進します。

(出典)第二期成年後見制度利用促進基本計画

3 成年後見制度の利用促進機能の充実

・コーディネート機能強化

後見人等の候補者の的確な推薦を行うことができるよう、家庭裁判所や専門職団体などの協力も得て、支援検討会議を行っています。この際、市民後見人を候補にするのに適した事案であるか、どのような属性の候補者がよいかなどの検討だけではなく、権利擁護支援チーム形成の観点から、本人の意向や後見人等との相性、課題等に応じた柔軟な選任形態（複数後見など）、課題解決後の交代等の想定なども検討できる体制整備を検討します。^{*20}

令和5（2023）年度からスタートした弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士、精神保健福祉士等のより多様な専門職後見人に参加していただいている支援検討会議では、より柔軟で効率的な支援検討や受任調整を目指します。さらに、後見人の新たな担い手の育成や後見人への意思決定支援の普及促進等の取組も重要であることから、平成17（2005）年度から開催する立川市第三者後見人等連絡会等を活用し、地域の後見業務を担う専門職との連携・協働を推進します。

4 後見人等支援機能の充実

・支援体制整備

特定の課題が解決した後の専門職後見人から市民後見人への交代を行うしくみづくりや、身寄りのない被後見人等への緊急時対応や生活支援、地域への参加の支援等のしくみづくりなど、後見人等や権利擁護支援チームのみでは解決することができない課題について、地域連携ネットワークの関係者が連携・協力して実施する支援体制を構築します。

第三者後見人等連絡会、市民後見人フォローアップ研修等の実施、親族後見人の支援、後見人等の支援体制整備（チームで見守り、意思決定を支援する体制の強化）を検討します。

後見人等支援について

後見人選任後にも、後見人等や地域の関係機関からの相談を受け付け、必要な情報提供を行い、必要に応じてケースカンファレンスに中核機関が出席する等、各専門職団体との連携に基づいて後見人等支援を行います。近年では、令和3（2021）年度2件、令和4（2022）年度8件、令和5（2023）年度22件と後見人等支援の相談件数が増加しています。

これまでの課題が整理され、新たな課題が発見されニーズが変化し、後見人等の交代や後見人制度を終了する等の支援方針の検討が必要となる場合もあります。

後見人等支援の相談例

- ・初めて受任するため、訪問に同行してほしい
- ・本人との関わりが不慣れなため、退院支援に助言してほしい
- ・施設入所を検討する意思決定支援の場に立ち会ってほしい

後見人等支援が必要になる背景

後見人等支援の相談が入る背景として、次のような課題が挙げられます。

- ・支援チームで今後の支援方針や本人の意思を確認・共有できていない
- ・後見人等が支援チームのなかでどのように役割分担して、本人支援に関わってくれるのか確認・共有できていない
- ・本人に最適な候補者が選任されていない

中核機関の対応例

- ・支援チームが独立して支援できるよう、中核機関がバックアップする
- ・申立支援時にアセスメントした情報提供を行う
- ・施設探し等の今後の居所選択や財産処分等の意思決定支援の場に立ち会う
- ・必要に応じて地域包括支援センター等と連携し、地域特性のある施設や福祉サービス等の情報提供を行う
- ・必要に応じて、専門職団体や家庭裁判所と連携し後見人等の交代を検討する

被後見人等と後見人等が孤立しない地域づくり

第三者後見人等連絡会等の地域連携ネットワークの協議会を活用し、被後見人等と後見人等が孤立しない地域づくりを推進します。

5 関係機関・金融機関と連携

・不正防止効果・制度を身近なものにする取組

成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするため、引き続き不正防止の取組を推進するとともに、金融機関と連携し、制度を身近なものに感じてもらう取組を検討します。

取組施策4 担い手の確保と必要な人への制度利用促進

～将来に向けた人材育成と誰ひとり取り残さない支援体制づくり～

第1次計画では、市長申立てが必要なケースについては、中核機関が連携し、申立てを積極的に行ってきましたが、引き続き必要な場合は迅速に対応していきます。また、成年後見制度が、経済的な理由により利用できないことがあるよう、制度の周知に努めながら必要な支援を実施していきます。

市民後見の担い手の育成については、必要な講座を計画的に実施してきました。今後も計画的に実施していきます。法人後見の担い手の養成については、東京都社会福祉協議会が実施している養成講座の活用を促進します。

人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要があり、そのため、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど同制度が適切かつ安心して利用されるための支援を推進します。

地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・支援を推進するとともに、高齢者や障害者の虐待防止や保護が図られるよう、適切に市長申立てを実施します。

【中核機関の取組】

取組	概要
任意後見制度の周知活動の推進	地域包括支援センターが行う相談支援や、認知症地域支援推進員等が行う普及啓発等の取組と連動した周知活動を実施するとともに、高齢者や障害者および、身寄りのない人などに対して地域で行われている様々な生活支援などに関するサービス（見守りや日常生活上の支援、日常生活自立支援事業など）を通じた、任意後見制度の周知活動も推進します。
権利擁護支援チームによる見守りができるしくみづくりの推進	支援検討会議により、適切な後見人候補者等を選任するとともに、チームによる見守りができるしくみづくりを推進します。
市民後見人養成講座の実施	引き続き必要な養成講座、研修を実施します。市民後見人だけではなく権利擁護支援に携わる市

	民をサポートし、地域全体で支え合う取り組みとしていきます。
市長申立ての適切な実施	高齢者や障害者の虐待防止や保護が図られるよう、迅速かつ適切に市長申立てを実施します。
報酬助成による経済的支援	経済的な理由により利用できないということがないよう必要な支援を実施していきます。

【関係機関と連携した取組】

取組	概要
法人後見の担い手の育成	法人後見の担い手を目指す団体へ東京都社会福祉協議会が行う「法人後見研修」等の情報を提供し、必要に応じて立ち上げのサポートを行います。

1 担い手の確保・育成

・市民後見人の育成・活躍支援

市民後見人の育成については、これまで、地域住民が地域住民を支えるという観点のほか、本人に寄り添った適切な後見人候補者等の選任や担い手の確保という観点から進めてきました。しかしながら、育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ないという指摘や、市民後見人としての活動は住民による地域課題解決の取組であり、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点で市民後見人の育成を進めることがふさわしいという指摘があります。

これらの指摘を踏まえ、第2次計画では、地域共生社会の実現に向けて、市民後見人等の育成および活躍への支援を推進します。

あんしんセンターでは平成27(2015)年度より、市民後見人養成講座を開催し、延べ51名(令和5(2023)年度末)が講座を修了しています。今後も継続的に市民後見人養成講座を開催し、市民後見人だけではなく権利擁護支援に携わる市民をサポートし、地域全体で支え合う取組としていきます。また、市民後見人養成講座と後見人ステップアップ講座を隔年開催していきます。

2 任意後見制度の利用促進

・周知・広報等に関する取組

地域連携ネットワークにおいては、専門職団体を含めた様々な相談窓口があること、本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを相互に共有し、これらを含めた周知に努めます。

今後、任意後見制度の利用が増加することを想定し、社会福祉協議会を含め適切な担い手の育成を進めるとともに、こうした担い手に関する情報を広く周知します。

3 市長申立ての適切な実施

・高齢者や障害者の虐待防止や保護

高齢者や障害者の虐待防止や保護、成年後見制度利用が必要な状況にあるにも関わらず、申立てを行うことができない場合に、迅速・適切に市長申立てを実施します。

4 助成制度

・経済的負担の軽減

成年後見制度が、経済的な理由により利用できないということがないよう、制度の周知に努めながら必要な支援を実施します。

立川市の助成事業の概要

1. 成年後見制度審判請求手続費用助成（申立費用助成）

<助成する費用の範囲>

家庭裁判所に納付する切手代、印紙代、医師鑑定料及び請求の申立てに必要な医師の意見書に係る文書料

2. 成年後見人等報酬費用助成

成年後見人等及び成年後見等監督人に対する報酬
(限度額月額2万円)

経済的要件

住民税非課税であり、活用できる資産の合計額が80万円以下の方

第5章 計画の進捗管理と評価

1 計画の進捗管理

計画の進捗管理は、次ページ表のとおり各施策の役割を担う機関において検証し市が取りまとめます。取りまとめた内容については協議会等で検証し、その後の計画推進に反映させることとします。

2 評価の視点と評価結果の反映

進捗状況の検証にあたっては、各施策の進捗が全体目標達成に向かっているかといった視点で評価します。

評価検証のなかで課題を明らかにし、必要な改善を進めていくこととします。

第2次計画各施策における役割

施 策		施策名	中核機関		その他行政各機関	地域包括支援センター	専門職団体(法律・福祉)	関係機関(医療・福祉・NPO・金融機関・地域等)
			あんしんセンター(委託)	市(直営)				
取組施策1	総合援助的な権利充利実擁護支	① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携推進	持続可能な支援策への対応	持続可能な支援策への対応	協力	中核機関との連携	協力	協力
		② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援	持続可能な支援策への対応	持続可能な支援策への対応	協力	中核機関との連携	協力	協力
取組施策2	意思決定体制の支援確立と支	① 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透	支援検討会議の実施	支援検討会議の実施	協力	協力	協力	協力
		② 適切な後見人等の選任・交代の推進	支援検討会議の実施	支援検討会議の実施	協力	協力	協力	協力
		③ 後見人等に関する苦情等への適切な対応	専門職団体・司法との連携	あんしんセンターと連携	協力	協力	協力	協力
取組施策3	地域連携ネットワークの充実	① 成年後見制度に関する普及啓発	市民への制度周知 関係機関への広報・啓発	あんしんセンターと連携	協力	あんしんセンターと連携	協力	協力
		② 相談機能の充実	相談窓口の充実	相談窓口の充実	協力	身近な窓口として相談機能向上	協力	協力
		③ 成年後見制度の利用促進機能の充実	支援検討会議の実施	支援検討会議の実施	協力	協力	協力	協力
		④ 後見人等支援機能の充実	研修・講演会の開催、選任後の支援	あんしんセンターと連携	協力	あんしんセンターと連携	協力	協力
		⑤ 関係機関・金融機関と連携	関係機関等との連携強化 身近なものに感じる取組の検討	関係機関等との連携強化 身近なものに感じる取組の検討	協力	身近な窓口として相談機能向上	協力	協力
取組施策4	必要な人への制度利用促進と担い手の確保	① 市長申立ての適切な実施	申立ての支援	申立ての実施	協力	制度の周知	協力	協力
		② 任意後見制度の利用促進	周知・広報	周知・広報	協力	制度の周知	協力	協力
		③ 担い手の確保・育成	研修等の開催	周知・広報	協力	周知・広報	協力	協力
		④ 助成制度	助成の支援	助成の実施	協力	制度の周知	協力	協力

資 料 編

第1次計画各施策における役割・検証

	施策名	中核機関		地域包括支援センター	専門職団体(法律・福祉)	関係機関(医療・福祉・NPO・地域等)	評価の視点	検証
		あんしんセンター(委託)	市(直営)					
権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	①既存のネットワークの活用と連携強化	周知、協力依頼	周知、協力依頼	周知、協力	周知・協力	協力	・権利擁護について周知し、それぞれが自発的に協力する体制づくりができたか	出前講座や各会議体での権利擁護支援の普及ができた。各分野の専門職が権利擁護支援の担い手として自発的に取り組んでもらえるようさらなる周知協力依頼が必要。
	②協議会の仕組みづくり	複数の会議体をつなげる全体の事務局	個別会議及び全体の事務局として主体的に関与	個別会議での課題提起、解決策提案	個別会議での課題提起、解決策提案	個別会議での課題提起、解決策提案	・協議会を構成する会議体の数 ・会議回数 ・会議参加団体数 ・年間で汲み上げた課題の数 ・解決できたか ・共有(フィードバック)できたか	権利擁護支援の地域連携ネットワーク図を作成し、会議体に位置付けている会議を示すことができた。地域ケア推進会議等の会議体において、協議会の役割について説明し、権利擁護支援に関するテーマを取扱うことができた。それぞれの会議体で出た課題を吸い上げセミナーや相談会等開催へつなげていく必要がある。
	③「チーム」体制の強化	「チーム」体制の調整・支援	関係機関・専門職団体との調整支援	「チーム」体制の調整	「チーム」支援の助言協力	「チーム」への参加	・調整した「チーム」の数 ・支援した「チーム」の数(見守り・後見人等選任後) ・専門職との連携回数	調整、支援したチームの数は不明。日常的にチーム支援をしている。専門職とも連携している。社会福祉士会と連携のあり方について協議する場、裁判所と本市の成年後見利用促進に関する課題の共有を行うことができた。個別事例でもチーム内の調整、支援を行うことができた。どのようにカウントするのか課題。
	④重層的支援体制整備事業との連携		連携の検討				・具体的な検討内容とその成果	包括支援センター等と連携し、相談体制を強化相談支援包括推進員との会議体が複数あり。(地域生活支援拠点等会議等) 東京都社会福祉協議会でも重層的支援体制整備事業との連携が重視されている。

	施策名	中核機関		地域包括支援センター	専門職団体(法律・福祉)	関係機関(医療・福祉・NPO・地域等)	評価の視点	検証
		あんしんセンター(委託)	市(直営)					
施策2 地域連携機関ネットワークの整備	① 中核機関の設置運営	受託者 市と協働して運営	設置者 あんしんセンターと協働して運営				・中核機関を設置したか	立川市とあんしんセンターにより中核機関とし、中核機関設置の周知ができた。月1回の定例会議を開催することができた。
	② 中核機関による地域連携ネットワークの体制づくり	施策1①～③のとおり	施策1①～③のとおり				・「地域共生社会の実現」という観点から、関係者との協力関係が構築できたか	「地域共生社会の実現」ではないが、新たなネットワーク作りができた。(裁判所、社会福祉士会、弁護士会)権利擁護支援地域連携ネットワークのイメージ図を作成したが、周知が不足している。
	③ 協議会の事務局	施策1②のとおり	施策1②のとおり				・事務局機能を果たしたか	果たすことができた。
	④ 制度利用促進	現行機能・体制の段階的な強化	中核機関の体制・機能強化				・体制の強化が図れたか 必要な強化は、課題、解決策	中核機関設置以前と比較し、体制強化が図れた。あんしん業務全体が計画に基づき実行できるようになった。
	⑤ 地域連携ネットワークと協働して利用促進	施策3に詳述	施策3に詳述				・協働して利用促進に取り組んだか	パンフレット等を作成することができた。
	⑥ 中核機関の役割分担について協議	最適な役割分担について協議	最適な役割分担について協議				・運営にあたり最適な役割分担ができたか 課題、解決策 ・協議回数、方法	月1回の中核機関運営連携会議を開催して、課題について適宜協議している。

		施策名	中核機関		地域包括支援センター	専門職団体(法律・福祉)	関係機関(医療・福祉・NPO・地域等)	評価の視点	検証
施	策		あんしんセンター(委託)	市(直営)					
地域連携成年後見制度利用促進機関による 施策3	1. 広報機能	①市民向けの制度周知	関連キーワードを活用するなど広報の工夫	講演会等であんしんセンターと連携	講演会等であんしんセンターと連携	講演会等であんしんセンターと連携	講演会等であんしんセンターと連携	・市民向け広報実績(回数、参加数、評価) ・工夫した実績	出前講座、市民向け講座の回数増加。(中核機関受託後年間20件以上) 包括や相談支援専門員、作業所、GH等と連携し小地域で講座や相談会を行っていくなどの工夫が必要。
		②制度理解促進のための工夫	リーフレット等の作成・利用の検討	リーフレット等の作成支援	リーフレット等の作成協力、活用	リーフレット等の作成協力	リーフレット等の活用協力	・配布冊数、配布箇所 ・わかりやすさ、使いやすさ	あんしんパンフ、中核パンフ、ハンドブックを作成し周知できた。今後はホームページなどの活用が検討できるのではないか。
		③関係機関への広報・啓発	研修・講演会の開催	研修・講演会の開催	研修・講演会への協力	研修・講演会への協力	研修・講演会の周知及び参加	・関係者向け広報実績(回数、参加数、評価)	年2回の市民向け公開講座を開催。第三者後見人連絡会の開催。
		④関係機関との連携・協力	専門職団体と連携しての周知・啓発	専門職団体と連携しての周知・啓発		中核機関と連携しての周知・啓発		・連携実績	社会福祉士会と連携のあり方について協議する場、裁判所と本市の成年後見利用促進に関する課題の共有を行うことができた。弁護士会とも研修を通じ、共有化を図ることができた。

			施策名	中核機関		地域包括支援センター	専門職団体(法律・福祉)	関係機関(医療・福祉・NPO・地域等)	評価の視点	検証
あんしんセンター(委託)	市(直営)									
施策3 地域連携成年後見制度と利用中促進機関による	2・相談機能	①相談体制の強化	・本人及び関係機関からの制度利用に関する窓口 ・地域包括支援センターの相談力向上支援	・あんしんセンターとの連携強化 ・地域包括支援センターの相談力向上	身近な窓口として相談機能向上			・包括の相談体制強化の取組(研修会、情報提供) ・権利擁護相談件数(初期、継続、相談者の属性)	相談件数、申立件数や地権利用者増加傾向。断らない相談を意識した相談受付を展開することができた。権利擁護研修を開催したり、権利擁護業務連絡会にて、成年後見制度、日自事業について学習会を開催した。 成年後見制度に関する相談が、昨年度よりも大幅に上回っている。 R4年度末297件→R5年度末359件	
		②地域連携ネットワークの活用(専門的助言)	専門的助言を確保する仕組みづくり	専門的助言を確保する仕組みづくりの支援		専門的助言を確保する仕組みづくり		・専門的助言を確保する仕組みができたか	個人間の連携は取れているが団体間の連携が課題。	
		③地域連携ネットワークの活用(チーム支援)	チーム編成支援(参加)	チーム編成支援(参加)	チーム編成支援・参加	相談とあわせて検討チームへの参加		・必要な支援を検討するチーム体制をつくれたか ・継続して見守るチーム体制を作れたか (相談件数に対し、チーム体制で検討した数、継続して体制をとる数)	申立支援時、地権契約時などチームを再編成することができた。また後見人支援や契約前支援においても、チームを編成する一助となる場合が多くあった。	

	施策名	中核機関		地域包括支援センター	専門職団体(法律・福祉)	関係機関(医療・福祉・NPO・地域等)	評価の視点	検証
		あんしんセンター(委託)	市(直営)					
施策3 地域連携成年後見制度と利用促進機能による 3・利用促進機能	①受任者調整(親族後見人)	申立(受任)支援の体制づくりの検討	申立(受任)支援の体制づくりの検討		専門的助言の仕組みづくり		・親族申立支援件数 ・親族受任支援件数 ・支援した親族受任数	専門相談(土曜日)や相談を受け、親族後見人の相談を受け付けた。親族申立ての相談に応じ、申立てに至った事例があった。(1件)成年後見制度について案内を行った。継続案件が少なくニーズをキャッチすることができない。
	②受任者調整(専門職後見人)	速やかに推薦につなげる仕組みの検討	速やかに推薦につなげる仕組みの検討		速やかに推薦につなげる仕組みの検討		・具体的な取り組みと成果(登録制度、情報提供) ・受任調整会議、専門職の助言	権利擁護支援検討会議がスタートしすみやかに適切な候補者検討ができ、申し立てに進めることができた。弁護士会を通じた受任調整を行ったが、区部の弁護士が選任されたり課題が残った。
	③市民後見人の育成	・市民後見人候補者の育成 ・市民後見人の選任を進めるための検討	養成講座等への協力	養成講座等への協力	養成講座等への協力	養成講座等への協力	・養成講座(回数、参加数、協力回数、協力団体、修了者数) ・フォローアップ研修(回数、参加数、協力団体) ・選任数(受任件数、課題、解決)	隔年で養成講座フォローアップ講座の形式をとることができた。延べ5件目達成。市民後見人の活動周知や、監督体制の強化が課題。養成講座の講師を務めた。(高齢福祉課長、地域包括支援センター)
	④法人後見の担い手の育成・活動支援	・法人後見の取組継続 ・関係機関のニーズや課題の聞き取り				法人後見の必要性の検討	・社協の法人後見の評価(件数、監督数) ・関係機関への聞き取り状況と対応	20件以上継続して受任。今年度から東社協法人後見研修がスタート。他法人との連携が必要か?社協以外の法人後見の担い手について検討した。
	⑤日常生活自立支援事業からのスムーズな移行	・移行基準等の検討 ・「チーム」で検討する体制づくり	移行基準等の検討	「チーム」検討への参加	専門的助言の仕組みづくり	「チーム」検討への参加	・移行基準(シートの作成) ・日自利用者数 ・制度移行検討数 ・制度移行数(後見類型毎) ・チームでの検討件数	内部運営会議や権利擁護支援検討会議にて検討することができた。

		施策名	中核機関		地域包括支援センター	専門職団体(法律・福祉)	関係機関(医療・福祉・NPO・地域等)	評価の視点	検証
			あんしんセンター(委託)	市(直営)					
施策3 地域連携ネットワークと成年後見制度利用促進機関による 4・後見人支援	① 第三者後見人等の支援 ② 市民後見人の支援 ③ 親族後見人の支援 ④ 後見人等への支援	・第三者後見人等連絡会の開催 ・専門職団体との連携強化	連絡会開催支援		・連絡会開催支援 ・中核機関及び他団体との連携強化			・監事会(回数、団体、参加数) ・連絡会(回数、団体、参加数、評価) ・具体的な連携実績	幹事会連絡会の開催。交流と学習会のみならず、課題抽出課題検討ができる場となるよう意識することになった。
		・法人後見監督による支援 ・より活動しやすくなる支援の検討			専門的助言の仕組みづくり			・支援数(後見監督数) ・市民後見人連絡会等具体的な支援の取り組み	監督人業務の専門性の維持に課題がある。監督人無での選任があった。
		申立支援から継続して支援する体制づくりの検討			専門的助言の仕組みづくり			・親族後見人支援件数	1件のみ前年度から継続有。書類の書き方のみ支援し、その後継続とならない場合が多い。今年度は市民後見人フォローアップ研修の対象を拡大し、親族後見人受任者や目指す人の参加もあった。
		後見人を含めた「チーム」体制の調整・支援	関係機関・専門職団体との調整支援	「チーム」体制の調整	「チーム」支援の助言協力	「チーム」への参加		・相談件数	相談件数が増加。税理士等成年後見制度に参加していない団体に対して、懇談会の開催を提案することができた。(依頼はない)

			施策名	中核機関		地域包括支援センター	専門職団体(法律・福祉)	関係機関(医療・福祉・NPO・地域等)	評価の視点	検証
成年後見制度利用促進	地域連携機関によるツールと 不正防止効果	あんしんセンター(委託)		市(直営)						
施策3 成年後見制度利用促進	① 親族後見人等による不正予防 ② 専門職団体との連携 ③ 金融機関との連携	・親族後見人への後見業務支援 ・「チーム」による見守り体制の整備	「チーム」による見守り体制の整備	「チーム」による見守り体制の整備	専門的助言の仕組みづくり	「チーム」による見守り体制の整備	・親族後見人支援件数(再掲)	親族後見人の場合、相談のみのケースが多く、その後の支援につながらないケースが多い。		
		専門職団体の取組との連携の検討	専門職団体の取組との連携の検討		各団体の取組と中核機関との連携について検討		・参加人数 ・開催回数	各団体のブロック、全体等との連携あり。東京都の各連絡会や第三者後見人等連絡会等で連携あり。連携会議や研修を通じ、良好なコミュニケーションを図ることができた。		
		成年後見支援預貯金等の周知	成年後見支援預貯金等の周知	成年後見支援預貯金等の周知	成年後見支援預貯金等の周知	成年後見支援預貯金等の周知	・実施件数	金融機関との連携は具体的に実施できていない。		
施策4 必要な人ができる成年後見制度の確度を利用	① 市長申立の実施	申立の支援	申立の実施		速やかに推薦につなげる仕組みの検討		・申立件数 ・申立から審判までの日数	市長申立て件数増加 スムーズな制度利用のため今後とも支援件数を維持していきたい。		
	② 助成制度	制度の周知	・助成の実施 ・制度の周知	制度の周知	制度の周知	制度の周知	・助成件数 ・制度周知実績(方法・回数等)	R5年度末 助成件数は58件。制度の周知は、ホームページ、第三者後見人等連絡会を通じて行うことができた。		

本文中「*」印がついている語句等の説明・出典

	ページ	用語	説明・出典等						
*	2	図1－2	各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所から不正事例に対する一連の対応を終えたものとして報告されたものであり、不正行為そのものが当該年に行われたものではありません。						
後見人による不正事例（最高裁事務総局家庭局）（図1－2）									
年		総数		専門職（内数）					
		件数	額（億円）	件数	件数割合（%）	額(億円)			
H23（2011）		311	33.4	6	1.9	1.3			
H24（2012）		624	48.1	18	2.9	3.1			
H25（2013）		662	44.9	14	2.1	0.9			
H26（2014）		831	56.7	22	2.6	5.6			
H27（2015）		521	29.7	37	7.1	1.1			
H28（2016）		502	26.0	30	6.0	0.9			
H29（2017）		294	14.4	11	3.7	0.5			
H30（2018）		250	11.3	18	7.2	0.5			
R1（2019）		201	11.2	32	15.9	2			
R2（2020）		186	7.9	30	16.1	1.5			
R3（2021）		169	5.3	9	5.3	0.7			
R4（2022）		191	7.5	20	10.5	2.1			
R5（2023）		184	7.0	29	15.7	2.7			
*2	2	後見制度支援信託	被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託財産として金融機関が管理するものです。払戻や追加信託の際には家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。平成30（2018）年度から同様の手続きで身近な信用金庫等でも扱える「成年後見制度支援預貯金」の制度も始まりました。						
*3	3	図1－3	一部途中年度を省略しているため実際より傾きが大きくなっています。						

*4	4	成年後見制度 利用促進法	(目的) 第一条（抜粋） この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、～（中略）～成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
*5	10	成年後見制度 利用促進法	(市町村の講ずる措置) 第十四条第一項 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
*6	10	国の第二期基 本計画（市町村 の役割）	3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ④ 市町村・都道府県・国と関係機関の主な役割 (ア) 市町村 ○ 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。 その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしきみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。 ○ 市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に係る必要がある。 ○ 市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。

			○上記に加え、市町村は、市町村申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、保護法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。
*7	10	立川市第5次長期総合計画 前期基本計画 (関係項目)	<p>第5章第4節 「くらしに安全とやすらぎを～誰もがやさしさと成長を実感できるまちづくり～」</p> <p>施策12 豊かな長寿社会の実現 高齢者になっても住み慣れた地域でその人らしい生活を送るための支援をします。</p> <p>施策16 地域福祉の推進 地域でつながり支えあい、すべての人が自分らしく、いきいきと暮らすためのしくみづくりを推進します。</p> <p>施策17 障害福祉の推進 障害のある人もない人も共に暮らしやすい環境を整備します。</p>
*8	10	立川市第5次 地域福祉計画 (関係項目)	<p>ひとりともいひろたちかわ 理念「一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川」 ～やさしいつながりのあるまちをつくる～</p>
*9	12	認知症施策推進総合戦略	平成24(2012)年 認知症の数 462万人 令和22(2040)年 推計 953万人 65歳以上高齢者の4人に1人
*10	13	地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目指し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。 最近では、生産年齢人口比率が減少し高齢者人口が最大になる令和22(2040)年を目指した地域づくりも始まっています。
*11	14	8050問題	社会から孤立しがちな50歳前後の子と、その子を経済的に支援する80歳前後の親の世帯に関する問題です。
*12	15	日常生活自立支援事業	地域福祉権利擁護事業とも呼ばれるが、本計画では「日常生活自立支援事業」で統一する
*13	24	国の通知	「重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係

			<p>る取組の連携について」</p> <p>令和3年3月31日付社援地発 0331 第3号、障障発 0331 第3号、老認発 0331 第2号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、同課成年後見制度利用促進室長、同局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知</p>
*14	28	市長申立て	<p>2 親等以内の親族に申立てのできる者がいない場合や虐待がおきている親族による申立てが望ましくない場合などに、市長申立てを行います。</p>
*15	37	図2－6	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用者数 令和5年（2023）12月 成年後見関係事件の概況より 立川市 434人 東京都 26,700人 全国 249,484人 ・立川市の人口（65歳以上人口） 令和6年（2024）4月 立川市「住民基本台帳」より 185,737人（46,053人） ・知的障害者（愛の手帳）台帳登録数 令和6年（2024）4月 立川市「統計年報」より 1,196人（18歳以上） ・精神障害者保健福祉手帳台帳登録数 令和6年（2024）4月 立川市「統計年報」より 2,694人 ・市長申立て件数（知的障害者（愛の手帳）台帳登録） 令和6年（2024）3月 立川市データより 8件 ・市長申立て件数（精神障害者保健福祉手帳台帳登録） 令和6年（2024）3月 立川市データより 4件 <p>【障害者台帳登録数を基にした制度利用者数推計方法】</p> <p>市長申立ての合計件数である12件を100%とする。</p> <p>知的障害者は8件で66.7%、精神障害者は4件で33.3%。この数字をそれぞれの台帳登録数と掛けることで知的障害者797人、精神障害者897人となる。</p>
*16	49	各機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所 家庭裁判所には、後見監督の一環として、後見人等が本人

			<p>のためにその職務を適切に行うよう、その職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）について、司法機関の立場から適切な助言・指導を行うことが予定されています。そのため、家庭裁判所には、不適正・不適切な後見事務に関する苦情等について、司法機関の立場から、専門職団体や市町村・中核機関と連携して対応することが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職団体 <p>専門職団体には、当該団体に所属する専門職後見人等に関する苦情等について、家庭裁判所などと連携し、その解決に向けて適切に対応することが期待されます。また、そのための団体内のしくみの検討を進めることが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村・中核機関 <p>市町村・中核機関は、身上保護に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係者と連携した対応（福祉、医療等のサービスの調整を含む。）を行います。さらに、必要に応じて、専門職団体と連携して対応するほか、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡します。</p>
*17	50	民法	<p>明治二十九年法律第八十九号第八百五十八条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。</p>
*18	50	障害者の権利に関する条約	<p>(2006年12月13日国連採択、2008年5月3日発効、日本は2007年9月28日に署名、2014年1月20日批准書を寄託。2014年2月19日に日本について効力発生)</p> <p>第12条 法律の前にひとしく認められる権利</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有すること再確認する。 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

			<p>4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適當かつ効果的な保障を國際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。</p> <p>5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸し付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適當かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。</p>
*19	50	本人の意思及び選好	本人による意思決定の土台となる本人の生活上の好き嫌いをいいます。
*20	57	権利擁護支援チーム	権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみです。既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。

計画策定の経過

開催日	内容
令和6(2024)年7月31日 第1回策定連絡会	・骨子及び事務局案について ・計画策定スケジュールについて
令和6(2024)年9月3日 第1回策定検討委員会	・「立川市第2次成年後見制度利用促進計画」について ・計画策定スケジュールについて
令和6(2024)年10月24日 第2回策定連絡会	・第1回策定検討委員会について ・骨子案及び事務局案について
令和6(2024)年10月31日 第2回策定検討委員会	・第1回策定検討委員会について ・骨子案及び事務局案について
令和6(2024)年12月18日 第3回策定連絡会	・第2回策定検討委員会について ・事務局素案について
令和7(2025)年1月20日 第3回策定検討委員会	
令和7(2025)年4月	
令和7(2025)年6月	

パブリックコメント(市民意見公募)

実施期間：令和7(2025)年4月○日～令和7(2025)年4月○日※予定

実施方法：実施について広報たちかわ及び立川市ホームページにて告知。

計画素案を市ホームページ、市役所（福祉総務課、市政情報コーナー）、女性総合センター、生涯学習推進センター、窓口サービスセンター、連絡所、学習館、学習等供用施設、図書館を閲覧場所として実施。

提出方法：郵便、ファックス、市ホームページ、直接持参にて受付。

募集結果：

立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会名簿

敬称略

		氏 名	所属等	選出区分
1	◎	あかねま 赤沼 康弘	赤沼法律事務所（東京弁護士会）	弁護士 (要綱 1号)
2		あきの 秋野 達彦	弁護士法人多摩パブリック法律事務所（東京第二弁護士会）	弁護士 (要綱 1号)
3	○	たけだ 武田 正信	武田司法書士事務所（公益社団法人 成年後見センターリーガルサポート東京支部 立川地区リーダー）	司法書士 (要綱 1号)
4		おおわ 大輪 典子	社会福祉士事務所スペース・輪（公益社団法人 東京社会福祉士会）	社会福祉士 (要綱 1号)
5		にしむら 西村 公一	公益社団法人 成年後見支援センターHILFE 副理事長	行政書士 (要綱 1号)
6		きのえ 甲 康枝	きのえ社会保険労務士事務所（一般社団法人 社労士成年後見センター東京 多摩プロック支部支部長）	社会保険労務士 (要綱 1号)
7		いしじま 石嶋 実	多摩信用金庫 價値創造事業部 副部長	多摩信用金庫 (要綱 2号)
8		しおの 塩野 龍也	立川幸郵便局長	日本郵便 (要綱 2号)
9		たどころ 田所 佳洋	立川市民生委員・児童委員協議会 第二地区会長	民生・児童委員 (要綱 3号)
10		いすみぐち 泉口 哲男	自立生活企画、NPO法人 自立生活センター立川	障害者団体（知的） (要綱 4号)
11		えんどう 遠藤 雅子	一般社団法人イドコロ 代表理事	福祉関係機関（精神） (要綱 4号)
12		みずむら 水村 安代	認知症地域支援推進員（社会福祉法人 至誠学舎立川至誠ホーム）	福祉関係機関（認知症） (要綱 4号)
13		やまもと 山本 繁樹	社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 総合相談支援課長	立川市社会福祉協議会 (要綱 5号)
14		いとう 伊藤 翔	立川市南部東はごろも地域包括支援センター 社会福祉士（社会福祉法人 恵比寿会）	地域包括支援センター (要綱 6号)
15		てるうち 照内 潤子	公募	市民委員 (要綱 7号)
16		なかの 中野 るみ子	公募	市民委員 (要綱 7号)
17		さとう 佐藤 岳之	立川市 福祉部長	立川市 (要綱 8号)

◎委員長 ○副委員長

立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定連絡会名簿

1	<input checked="" type="radio"/> 福祉部長
2	<input type="radio"/> 保健医療部長
3	福祉部 福祉総務課長
4	福祉部 地域福祉課長
5	福祉部 障害福祉課長
6	保健医療部 高齢福祉課長

◎委員長 ○副委員長

立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、立川市第2次成年後見制度利用促進計画（仮称）（以下「成年後見制度利用促進計画」という。）の策定に係る検討等を行うため、立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成年後見制度利用促進計画の策定検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 成年後見制度等に関し専門的知識を有する者（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士等）
- (2) 金融機関が推薦する者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 福祉に關係する団体が推薦する者
- (5) 社会福祉法人立川市社会福祉協議会が推薦する者
- (6) 立川市地域包括支援センターの運営の委託を受けた法人が推薦する者
- (7) 公募市民
- (8) 市職員

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する所掌事項が終了するまでとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼及び記念品)

第6条 第3条第2項第1号から第7号までに掲げる委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定連絡会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条

第1項の規定に基づき、立川市第2次成年後見制度利用促進計画（仮称）（以下「成年後見制度利用促進計画」という。）の策定に係る検討等を行うため、立川市第2次成年後見制度利用促進計画策定連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 成年後見制度利用促進計画の策定検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉部長を、副委員長は、保健医療部長を充てる。
- 3 委員は、別表に定める職員を充てる。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する所掌事項が終了するまでとする。

(委員長等)

第4条 委員長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

福祉部福祉総務課長、福祉部地域福祉課長、福祉部障害福祉課長、保健医療部
高齢福祉課長

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

目次

第一章総則（第一条—第十条）

第二章基本方針（第十一条）

第三章成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）

第四章成年後見制度利用促進会議（第十三条）

第五章地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）

附則

第一章総則

(目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一 成年後見人及び成年後見監督人

二 保佐人及び保佐監督人

三 補助人及び補助監督人

四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一 成年被後見人

二 被保佐人

三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力する

よう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一條 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。
- 十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
 - 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない

らない。

- 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

(設置及び所掌事務)

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

- 2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聞くものとする。
- 3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附則（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

立川市第2次成年後見制度利用促進計画
令和7(2025)年〇月発行

発 行 立川市
〒190-8666
東京都立川市泉町 1156 番地の9
電話 042-523-2111(代表)
FAX 042-529-8676
ホームページ <http://www.city.tachikawa.lg.jp/>
編 集 福祉部福祉総務課